

札幌市議会第一部決算特別委員会記録（第3号）

令和7年（2025年）10月9日（木曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 32名（欠は欠席者）

委員長	松原淳二	副委員長	藤田稔人
委員	勝木勇人	委員	高橋克朋
委員	こんどう和雄	委員	細川正人
委員	小竹ともこ	委員	こじまゆみ
委員	伴良隆	委員	松井隆文
委員	三神英彦	欠委員	小須田大拓
委員	山田一郎	委員	小野正美
委員	ふじわら広昭	委員	村上ゆうこ
委員	中村たけし	委員	かんの太一
委員	うるしはら直子	委員	おんむら健太郎
委員	森基誉則	委員	福田浩太郎
委員	丸山秀樹	委員	前川隆史
委員	森山由美子	委員	熊谷誠一
委員	小形香織	委員	太田秀子
委員	長屋いずみ	委員	坂元みちたか
委員	山口かずさ	委員	成田祐樹
委員	丸岡守幸		

開議 午後1時

●松原淳二委員長 ただいまから、第一部決算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。小須田委員からは欠席する旨、よこやま委員からは小竹委員と、村松委員からは三神英彦委員と交代する旨、それぞれ届出がありました。

それでは、議事に入ります。

最初に、第7款 消防費 第1項 消防費の質疑を行います。

●熊谷誠一委員 私からは、救急業務のDXについて、質問させていただきます。

救急出動件数は全国的に増加傾向にあり、札幌市においても、高齢者人口の増加に伴い、これからの救急需要の増加は避けられない課題として捉

えているところでございます。

そのような中、我が会派では、医療機関の受入れ状況を把握して、救急隊と医療機関の間を効率的につなぐことができる重要な取組として、デジタル技術の活用について取り上げてきたところでございます。

デジタル技術の導入により、業務の効率化による負担軽減はもちろん、1分1秒でも早く駆けつけ、適切な医療につなげることができれば助かる命があり、後遺症も軽減できる、そうした観点から機会を捉えて質疑も重ねさせていただきました。

そうした中、令和4年に救急DX導入の検討をはじめ、令和6年2月に医療機関と連携する救急隊アプリの運用が開始されたことから、早速、取組状況も視察させていただき、運用状況を注視し

ていたところでございます。

本年の予算特別委員会において、運用状況を伺ったところ、救急隊と医療機関双方の機器操作の習熟度が進むにつれて、徐々に効果を上げ始めているものの、操作性などのハード面、参画医療機関の拡大を課題と捉え、取り組んでいくところでございました。

そこで、まず質問でございますけれども、導入から1年半が経過した救急隊アプリの課題への取組と、その後の運用効果について、お伺いいたします。

●**上山救急担当部長** 救急隊アプリの課題への取組と、その後の運用効果についてお答えをいたします。

救急隊と医療機関の操作性向上のために、画面の切替え速度の向上、レイアウト変更など、システム面のアップデートを重ねてきたところでございます。

これに伴いまして、救急隊から医療機関に受入れを依頼する平均的な連絡回数が、導入前の令和5年と比べて減少したほか、医療機関の受入れ確認にかかる時間についても短縮が認められ、導入効果が徐々に発揮をされているところでございます。

また、関係機関と連携した呼びかけにより、参画医療機関も増加しており、9月末時点で65医療機関となっております。これは昨年の年間搬送件数の約87%をカバーできる医療機関数となっております。

引き続き、本事業への参画を呼びかけてまいります。

●**熊谷誠一委員** ありがとうございます。

救急隊アプリの導入効果が徐々に発揮され始めており、多くの方々が救急隊アプリを介して、搬送されていることをお聞きし、救急隊が得た情報が医療機関に円滑に伝わる体制を強化していただき、心強いところでございます。

今後とも、市民の命と健康を守るための取組を、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、マイナ救急についてお伺いしたいと思うんですけども、救急におけるデジタル化の進展の中で、今、ひそかに注目されておりますけども、本年10月から全国の全ての消防本部において開始されたマイナ救急でございます。これはマイナンバーカードの有効な活用を広げる取組として、我が会派でも推進してきたところでございますが、マイナンバーカードに健康保険証を登録しているマイナ保険証を救急搬送の場面で活用する事業であり、札幌市においても開始したと伺っているところでございます。

そこで質問でございますけれども、札幌市のマイナ救急の運用状況について、お伺いしたいと思います。

●**上山救急担当部長** マイナ救急の運用状況についてお答えをいたします。

マイナ救急は、総務省消防庁の実証研究事業として、令和6年度に一部の消防本部が参加し、開始しております。

札幌市におきましては、同年8月から救急隊5隊が2か月間の実証研究に参加しておりまして、その結果、有効性が確認されたことから、本年8月から、全救急隊36隊で運用を開始しているところでございます。

●**熊谷誠一委員** 本事業は、現場に到着した救急隊員に、健康保険証をひもづけたマイナンバーカードを掲示することで、本人の氏名や住所のほか、病院の受診歴や飲んでいるお薬の状況などを救急隊員が確認できるため、円滑な搬送先病院の選定や適切な医療につなげることが期待されるため、命と健康を守る取組が前進すると考えるところでございます。

これは、本人の個人情報をも有効に活用するものと理解しつつ、一方では、市民の方々の中には、必要以上の個人情報が知られてしまうのではないかと、不安を抱く方もいらっしゃるのではないかと、思うところでございます。

マイナンバーカードは、多くの公共的なサービスを利用できることから、救急活動に関係のな

い、例えば、年金とか、税金とか、そういった情報を閲覧できるのではないかと懸念するところでもございます。

そこで質問ですが、マイナ救急で確認する個人情報と、その活用方法について、お伺いいたします。

●**上山救急担当部長** マイナ救急で確認をいたします個人情報と、その活用方法についてお答えをいたします。

救急現場におきまして、救急隊は傷病者本人の同意を得て提示をされました、マイナ保険証を専用の端末で読み取りまして、救急隊専用のオンライン資格確認等システムを介して、傷病者の医療情報の確認を行います。

その際には、救急活動に関係のない、税金や年金などの公的な情報は閲覧できないものとなっております。

救急隊が閲覧できる個人情報は、医療機関の選定に活用できるものに限られておりまして、これらの情報を活用することにより、円滑な搬送先の選定や適切な応急処置につなげることができるものであります。

●**熊谷誠一委員** ありがとうございます。

今、ご答弁あったように、救急活動に関係のない情報を閲覧できないとのことで、安心いたしました。

マイナ救急は、必要な医療情報のみが活用されていることを周知し、取組を進めていただきたいと思うところでございます。

最後に、要望を述べさせていただきたいと思えます。

救急の場面において、デジタル技術が活用されて、情報の連携がスムーズになり、ご本人の症状とマイナ救急から得られる医療情報により、救急隊が円滑に適切な医療機関につなげることができるこのシステムは、安心・安全につながる取組であると考えます。

全国でマイナ救急が運用されており、マイナ保険証持っていれば、旅行先などにおいても、いざ

というときに使用できるため、日頃から携行するよう呼びかけていくことが必要と考えます。

日々、発展するDXの技術を有効活用して、より効率的な救急活動を目指し、市民の命と健康を守る取組を進めていただくことを求めて、私からの質問を終わります。

●**小竹ともこ委員** 私からは、令和5年第3回定例会決算特別委員会において質問をいたしました、超高層建築物の出火防止対策について、その継続質問を行います。

超高層建築物は、建築基準法では高さ60メートルを超える建物として区分されています。

令和5年当時、7月にはモユクサッポロが開業し、11月にはココノスキノが開業予定でした。現在もアーバンネット札幌リンクタワー、ハイアットセントリック札幌が建設中であり、今後も商業施設やホテル、飲食店などがテナントとして入居する、超高層建築物の建設が複数予定されています。

超高層建築物は、火災時に消火や避難が極めて困難であり、特に飲食店の厨房からの出火は、排気ダクトを通じて、上階や屋上まで一気に延焼するおそれがあり、二次被害の危険度が非常に高いことは周知の事実であります。

また、世界にも類を見ない積雪寒冷地札幌市においては、大雪や凍結路面、大渋滞などの道路状況により、緊急車両の到着が遅れ、消火活動の開始が遅れることも十分に予想されます。

そうした背景と東京消防庁への視察をはじめ、他都市の先進事例も踏まえ、市民のみならず、国際観光都市札幌を訪れる観光客の安心・安全を守るためにも、超高層建築物の全ての厨房設備に自動消火装置の設置を進めていくことが重要であると申し上げました。

そのときのご答弁では、他都市の状況も参考にしながら、その強化について検討を進めてまいりたいとのことであります。

その検討の結果、消防局では、超高層建築物の飲食店の厨房設備には、自動消火装置を設けるよ

う指導することなどを示した、超高層建築物の出火防止に係る指導指針を策定し、令和6年4月1日から運用を開始しました。

ここでひと言、苦言を呈したいと思います。

この指導指針の改定について、本来であれば、運用開始日の4月1日に消防局のホームページに掲載されるべきところ、なかなか公表されませんでしたので、私が問合せをいたしましたところ、4月中には必ずとの回答がありましたが、実際に掲載されたのは5月中旬、たしか16日のことでありました。

遅延した理由としては、条例改正部分を含め、修正箇所が多く時間がかかったとのことでしたが、こうした情報発信の遅れは極めて残念に思います。

なぜ、この点を申し上げるかといいますと、それは消防局が正式に指導していることが公に示されることで、現場の対応が変わるからであります。民間事業者にとって行政指導とは、非常に重みのある指針であり、行政が明確に発信することが現場の動機づけと、実効性の担保につながるということを、ぜひ認識していただきたいと思います。

さて、1点目の質問ですが、今回の質疑の大前提として必要なことですので、お聞きしたいと思います。

令和6年4月の運用開始以降の超高層建築物に対する指導件数及び設置件数を本委員会に先立って調べていただきました。結果は、新築7件のうち、実際に設置に至ったのは1件のみ、あまりにも少なく、驚きを禁じ得ませんでした。

そこで、お尋ねいたします。

超高層建築物の出火防止を徹底するために、積極的な指導が求められますが、消防局は行政指導というものをどのように認識され、実務的にどのように指導されているのか、伺います。

●大井予防部長 二つの質問でございまして、まず、消防局の行政指導に対する認識、それと実務において、どのように指導を行っているかとい

うこととございました。

まずは、行政指導に対する認識につきまして、相手方の任意の協力によりまして、指導目的を実現するものと認識してございます。

また、実務においての指導でございますが、行政指導には限界があるものの、決して形式的な説明と意思確認にとどまってはならず、相手方からご理解をいただくために、指導の趣旨、超高層建築物の火災の危険性や、その出火防止対策の必要性を丁寧に繰り返し伝えることが重要であるという姿勢で、指導に当たっているところでございます。

●小竹ともこ委員 ただいまのご答弁では、行政指導は形式的なものではなく、関係者に趣旨を丁寧に説明して、理解を得ることが重要、そのような姿勢で臨まれているということでありました。

しかし、実態として、多くの現場で何うのは、設置は任意、罰則はないという説明が強調され、結果的につけなくてもよいという、誤った認識が広がっているということでもあります。

この現状が、まさに指導件数や設置件数の少なさに表れているのではないのでしょうか。指導とは、単に文書を渡すことでも、説明して終わることでもありません。その重要性を行政から事業主にきちんと伝え、現場の行動変容を促し、出火を防ぐ行動につなげること、それが本来の指導であると考えます。

そして、その最終目的は、出火させない、火災ゼロを目指す、市民の生命・財産を守る、この一点に尽きると私は考えます。

本年8月、大阪市内で発生したビル火災では、消火活動中に消防士お二人が殉職されました。ご遺族や関係者の受けた衝撃、そして、その悲しみは筆舌に尽くし難いものであります。守られるべき命は市民だけではなく、火災現場で命をかける消防士の方々も同じであります。その命を守るためにも、出火させない対策を徹底することこそ、最重要であると改めて申し上げたいと思います。

また、指導に当たる職員の意識についても申し上げます。この重要な指導の目的を本当に理解して臨んでおられるのか、現状を見る限り、疑問を抱かざるを得ません。

指導指針の実効性を高めるためには、説明を行う職員一人一人のスキルアップが欠かせません。教育研修を年1回で終わらせず、指導担当職員の育成強化に本気で取り組むことを求めます。

次に、指導件数の少なさについて伺います。

先ほど少し触れましたが、新築は7件、そのうち設置に至ったのは1件のみということでありませう。私もしっかりと調査したわけではありませんが、東京都では、指導件数に対して、ほとんど100%設置されているということを知っています。今後、横浜・大阪・名古屋など他都市の状況については、この後、調査をかけていきたいと考えているところであります。

また、既存の建築物については、指導はたった1件であり、この1件については、指導内容が相手側に伝わらず、設置には至らなかったとのことで、極めて残念な例示となりました。

都心部の超高層建築物には、多くのテナントが入居していることから、テナントの入替えや改修工事はもっと多く発生していると考えられますので、既存の建物の指導件数が1件しかないということには、強い違和感を覚えています。

そこで質問をいたしますが、なぜ既存の建物に対する指導実績が、これほどまでに少ないのか、その理由について伺います。

●大井予防部長 既存の建物に対します指導実績が少ない理由についてお答えいたします。

指導指針に基づきます自動消火装置の設置につきましては、消防署が事前に工事の実施を把握した場合に行うことができます。

新築の場合につきましては、建築確認申請に伴う消防同意、こちらにおきまして、工事の実施と使用用途を事前に把握することができるため、全ての超高層建築物に指導を行うことができます。

一方、既存の建物の場合につきましては、小規模な改修工事が多く、消防署が事前に工事の実施を把握することが難しかったため、指導件数が限定的になったところでございます。

●小竹ともこ委員 既存の建物におけるテナントの入替えや改修工事を事前に把握し、時期を逸することなく指導しなければ、設置は進まないと考えます。リスクが高い超高層建築物において、タイミングを逸して指導できなかった、仕方がなかったでは済まされないと考えます。

そこで質問いたしますが、このような現状を踏まえ、消防局として、今後どのように改善し、確実に指導が実施されるよう取り組んでいくのか、伺います。

●大井予防部長 確実に指導が実施されるような取組についてお答えいたします。

既存の超高層建築物におきましては、厨房設備等の工事の着手前に、消防署に相談する仕組みが必要であるという認識から、指導指針の見直しを検討してまいりたいと考えてございます。

また、指導指針の実効性を高めるためには、指針の趣旨を広く理解していただくことが重要であることから、リーフレットを作成して、建物所有者に説明してまいりたいと考えてございます。

加えて、消防設備業者等との連携を一層深め、業界団体を通じまして、制度の趣旨を図るなど、より実効性のある超高層建築物における出火防止対策を進めてまいりたいと考えてございます。

●小竹ともこ委員 既存の超高層建築物においては、厨房設備等の工事の着手前に、消防署に相談する仕組みとなるよう、指導指針の見直しを検討するというご答弁でございましたので、これはぜひ、早急に行っていただきたいと思っております。

超高層建築物から出火した場合には、スプリンクラーが作動して、下の階への水濡れの損害が発生しますが、自動消火装置はピンポイントに薬剤を放出して、水濡れの損害を最小限に抑える効果もあり、建物オーナーにとっては、大きなメリットとなります。

そこで、私は一つの具体的な提案として、建物オーナーとテナントとの賃貸借契約において、自動消火装置の設置を入居の条件とすることができれば、消防署が一軒一軒指導しなくても、設置が進み、結果、指導の目的である、火災を起こさない環境づくりを民間の力でも達成できる取組となり、来館者の安心・安全につながるようになると思いますので、今後、業界団体への働きかけを含めて、検討していただければと思います。

出火防止とは説明ではなく、実行の積み重ねであると考えます。火災ゼロを目指す姿勢を市民に示す消防局であっていただくよう、強く求めまして、私の質問を終わります。

●森 基誉則委員 私からは2項目、消防航空体制について及び大阪市雑居ビル火災を受けての防火安全対策について、それぞれ幾つか質問をさせていただきます。

まずは、消防航空体制についてです。本市の消防ヘリコプターは、もともと常に稼働できる2機体制で、空から市民の安全と安心な生活を守ってきました。

2019年、埼玉県川越市で、定期点検中だった1機が台風により被災し、使用不能となってからは、レンタル機を借り受けながら運行体制を維持し、2機体制の復旧のため、新機体の調達を進めてきたと承知しています。

そして、2024年4月、機体調達の入札を行ったところ、入札の参加を認められなかった事業者からの苦情申立てにより、調達が中止となり、現在、改めて入札手続を進めていると認識しています。

今年の第1回定例市議会予算特別委員会において、我が会派から、次の入札に向けた調達機体の仕様や契約の見直しについて質問したところ、仕様書の案について、応札の意向がある事業者から意見を寄せてもらう手続を調達プロセスに組み込み、必要な調整を行った上で仕様書を確定したいとの答弁がありました。

そこで、最初の質問です。

前回の答弁である2025年3月以降、具体的にどのような手続を行ったのか。また、その手続を踏まえ、仕様の変更は予定しているのか、伺います。

●長沼総務部長 初めに、令和7年3月以降の手続についてお答えいたします。

仕様書の案を本市公式ホームページで公開して、応札の意向がある事業者から意見を集める意見招請という手続を6月9日から7月28日まで実施いたしました。

これにより、28件の意見が寄せられましたが、その内容は仕様の追加の提案や仕様書の解釈に関する質問が主なものであります。

それらの意見を本市の仕様書案と照らし合わせながら精査し、反映するかどうかなどの当局からの回答をつけ、9月16日に本市公式ホームページで公開したところであります。

現在、仕様書の最終調整を行っているところですが、意見招請を行ったことで、より市場の実態に即し、かつ分かりやすい内容になるというふうに評価しております。

次に、意見招請による仕様の変更を予定しているかのご質問ですが、本市が消防ヘリコプターに求める性能が大きく変わるような変更は行わない予定としております。

●森 基誉則委員 応札の意向がある事業者から意見を募るといふ、意見招請は28件いただいたということでしたけども、これを実施しまして、市場の実態に即し、かつ分かりやすい内容の仕様書を作成しているということでした。

また、意見招請を行った結果として、本市が求める仕様を大きく変えるような変更は予定していないということが分かりました。

では、次に、入札参加資格の判断及び履行が遅延した場合の対応について伺います。

去年の入札後に受けた苦情申立てに対し、入札・契約等審議委員会からは、求める性能自体は政府調達の協定に違反していないが、入札の時点で、仕様を満たしていなくとも、入札参加資格が

ないとは言えず、納入時点における供給能力により、入札参加資格を判断するよう提案があったと認識しているところです。

このことは、たとえ現時点で仕様を満たす製品を製造していなくとも、納入期限までに提供できる見込みである事業者であれば、入札参加資格を満たすということを意味しています。

一方、消防ヘリコプターは、開発要素となる物品を製造する過程で、海外や国内の航空当局の承認を取得しなければならぬと承知していますが、厳しい基準をクリアするために、かなりの時間を要することがあるとも聞いています。

そうすると、場合によっては、仕様に基づく製造が間に合わず、納入遅延が発生し、消防航空体制の空白期間が生じるという事態が発生するのではないかと懸念するところです。

そこで、質問です。

入札時点で、仕様を満たす製品を製造していない事業者の入札参加資格の有無の判断は、どのように行うのか。また、契約締結後に、受注者が納入期限までに納品できなかった場合に備え、どのような対応を考えているのか、伺います。

●長沼総務部長 入札参加資格の判断、及び履行が遅延した場合の対応についてです。

初めに、入札参加資格の有無の判断についてお答えいたします。

入札・契約等審議委員会からの提案を踏まえ、入札時点での納入期限までに仕様を満たせる事業者かどうかを判断するため、航空当局への申請スケジュールを含めた作業工程や納入期限までに、その仕様を満たすことの誓約書等の提出を求め、それらを総合的に評価して、判断してまいりたいと考えております。

次に、納入期限までに納品できなかった場合の対応についてですが、契約約款に、本市の消防航空隊が運行可能な代替機を受注者が用意することを盛り込み、消防航空体制に空白期間が生じないように対応していきたいと考えております。

●森 基誉則委員 入札参加資格の有無の判断を誓約書など、複数の要素を用いて総合的に行うこと、また納入期限までに納品できなかった場合の対応もしっかりと備えているということ、理解しました。

消防ヘリコプターは市民の安全・安心な生活に必要な不可欠です。必要な機体性能を確保することは、安全・確実・迅速な消防活動と、搭乗する消防航空隊員の安全の確保につながるものと考えます。消防活動上重要な消防ヘリコプターを確実に調達し、本市の消防航空体制の強化を図ることを要望し、次の質問に移ります。

続いては、大阪市雑居ビル火災を受けての防火安全対策についてです。

今年8月18日、大阪市中央区道頓堀にある雑居ビルで火災が発生し、消火活動のため、建物内で活動していた消防隊員2名が亡くなるという、痛ましい事故が発生しました。この場をお借りして、謹んでお悔やみ申し上げます。

この建物は報道によると、地上7階、地下1階の建物で、ラーメン店が入居しているなど、多くの方が利用するビルであり、さらには建物の各階を行き来する階段が一つしかなかったとのことで、火災時には、唯一の避難経路となる階段が使えなくなる場合があるなど、避難が困難になる構造であると言います。

事故の全容はまだ明らかになっていませんが、自動火災報知設備の一部に不具合があった、消防法令違反については報じられています。

札幌市内にも多数、所在している雑居ビルは、市民だけではなく、国内外から訪れる多くの観光客も利用しており、一たび火災が発生すると、有毒ガスを含む煙が充満するなど、利用者の命が危険にさらされることから、火災を発生させないように、また万が一、火災が発生したときにも、被害が最小限で収まるよう、消防法令に適合していることが重要であり、消防局では市民や観光客の安全・安心を確保するため、消防法令違反の是正に取り組んでいるものと認識しています。

そこで、質問です。

札幌市内には、大阪市雑居ビル火災と同様の建物が幾つ存在しているのか。また、そのうち、消防法令違反のある建物が幾つあり、その主な違反内容について伺います。

●大井予防部長 大阪市雑居ビル火災と同様の建物件数、それと違反状況についてお答えいたします。

まず、一つ目の大阪市雑居ビル火災と同様に、地下もしくは3階以上の部分に飲食店などが入り、階段が建物に一つしかない雑居ビルにつきましては、今年の9月30日時点で、市内に730棟所在しております。

続きまして、消防法令違反状況につきましては、避難訓練を実施するなど、何らかの消防法令違反を指摘するものにつきましては、約4割となります。287棟、そのうち、自動火災報知設備が設置されていないなど、火災の発見や通報が遅れまして、被害が拡大するおそれのある重大な違反となるものにつきましては、4棟所在しております。

●森 基誉則委員 大阪市雑居ビル火災と同様の建物の棟数、あと二つ目の質問でもありました、消防法令違反のある建物の棟数、その内容について、承知いたしました。

まず、大阪市雑居ビル火災と同様の建物が730棟あるということですが、そのうち4割近くの建物に、何らかの消防法令違反があり、重大な違反が4棟あるということは、憂慮すべき事態と感じています。

これらの建物については、さきに述べたとおり、飲食テナントなども多く、市民や観光客などの建物利用者が危険にさらされるだけでなく、消火活動する消防隊員も極めて高い危険に直面すると認識しています。

そこで、質問です。

消防局として、これら消防法令違反のある建物に対して、違反状態を是正するため、どのような取組を行っているのか、伺います。

●大井予防部長 消防法令違反是正のための取組についてお答えいたします。

まず、消防法令違反の建物につきましては、計画的に査察を実施し、是正指導を行っているところでございます。特に、重大な違反のある4棟につきましては、現在、建物関係者に対しまして、重点的に是正に向けた指導を行っているところでございまして、加えて是正されない場合につきましては、行政処分も検討するところでございます。

また、重大な違反のある対象物につきましては、建物の名称及び所在地を札幌市公式ホームページで公表し、建物を利用される市民の方々に向けて、情報発信に努めているところでございます。

さらに、何らかの違反のある建物につきましても、報告書の提出や訓練の実施を促すなど、是正されるまで継続的に指導してまいります。

●森 基誉則委員 大阪市雑居ビル火災を受けての防火安全対策について、理解しました。行政処分まで考えて、情報もホームページ等で発信してくれているということで、建物の安全・安心に向けて、消防局に課せられた使命と市民からの期待というのは、非常に大きいものがあると感じています。その期待に応えられるよう、今後も継続した違反是正をよろしく願いいたします。

また、今回の道頓堀火災では、屋外広告が延焼媒体になったという報道もされています。屋外広告についても、建築基準法等を所管する関係部局と適切な関係を図るよう要望し、私からの質問を終わります。

●伴 良隆委員 私は、3点質問させていただきます。

一つが消防ヘリコプターの拠点、それから2点目、救急隊の配置状況及び救急体制の強化等、そして最後に、消防局長に対しましては、消防局員の方々の安全と安心ということ、これは広く伺いたいと思っております。

それでは、まず、消防ヘリコプターの拠点につ

いてであります。現在の消防航空隊の活動拠点である石狩ヘリポートは、札幌市外に所在しているということでもあります。

民間借り上げの格納庫でありますので、質問であります。消防ヘリコプターの格納庫について、契約期間など、現在の契約内容はどのようになっているのか、伺います。

●長沼総務部長 消防ヘリコプターの格納庫の契約内容等についてお答えいたします。

現在、貸主であります、エアロトヨタ株式会社と締結している契約は、令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間の契約となっており、その後についても、消防航空体制維持のため、契約を更新して、継続して賃借していくことを検討しております。

●伴 良隆委員 それでは、答弁を踏まえまして、次に伺ってまいりますけど、札幌市は、令和4年11月に、丘珠空港の将来像を策定しまして、医療防災機能の強化、これが将来像の実現に必要な取組の一つとして位置づけられております。

消防ヘリコプターの丘珠空港への拠点化について伺いたいと思います。借りているところ、契約されているところとは、今、スムーズな関係があるということですので、踏み込んで聞かせていただきますが、消防ヘリコプターの拠点を丘珠空港にすることで得られる、防災機能強化の意義から伺いたいと思います。

●長沼総務部長 消防ヘリコプターの拠点を丘珠空港にすることで得られる、防災機能強化の意義についてお答えいたします。

消防ヘリコプターは林野火災などでの空中消火、山岳地、河川、高所からの人命救助、救急搬送、及び各種災害における情報収集など、機動性に富んだ特性を生かしながら、空から市民の安全と安心を守っております。

このように、消防ヘリコプターは、機動性は高いとはいえ、札幌市は市域が広いことから、札幌市内に活動拠点を置くことで、より一層の人命救助や救急搬送の迅速化が期待できると考えており

ます。

また、平成30年の北海道胆振東部地震の際は、道外から災害活動の応援のために、他府県の消防防災ヘリコプターが丘珠空港へ集結していた一方、本市の消防ヘリコプターは、石狩ヘリポートを拠点としていたことから、各機関と一層連携した消防航空活動を展開するためには、拠点を丘珠空港とするということは、非常に有意義であるというふうに考えております。

●伴 良隆委員 借りているところとも円滑な関係にあって、そして、丘珠空港の拠点化は意義があるというご答弁であります。

それでは、消防ヘリコプターの丘珠空港拠点化に係る調整は一体どうなっているのか、そのご意志、やる気というものを伺いたいと思います。

質問になりますが、消防ヘリコプターの丘珠空港拠点化の実現に向けた取組状況について、確認いたします。

●長沼総務部長 消防ヘリコプターの丘珠空港拠点化の実現に向けた取組状況についてお答えします。

丘珠空港は、防衛省と国土交通省が所管する共用空港であり、民間の航空会社をはじめ、自衛隊、北海道警察、北海道防災航空隊など、官民共に利用する札幌の北の玄関口として、ビジネスや観光利用だけでなく、防災や医療を支える重要な役割を担っていることから、多くの関係者との調整が必要というふうに承知しております。

現在は、消防ヘリコプターが安定した出動態勢を確保できる格納庫の要件を整理するとともに、丘珠空港の利用促進を担当している空港活用推進室と連携を取りながら、利用可能かどうか、関係者との調整を含めた検討作業を進めております。

●伴 良隆委員 丘珠空港への拠点化に向けた検討作業、関係機関と話し合っているということでした。

そこで、この件は最後の質問になりますが、消防ヘリコプターの丘珠空港拠点化の実現に向けての消防局の考えについて確認しますので、よろし

くお願いいたします。

●長沼総務部長 消防ヘリコプターの丘珠空港拠点化実現に向けての考えについてお答えいたします。

本市の消防ヘリコプターは、空から市民の安全と安心を守るために、必要不可欠なものと考えております。

消防ヘリコプターの丘珠空港拠点化は、より一層の活動の迅速化や大規模災害時の対応力向上等の防災機能強化が図られることから、周辺地域との調和や共生に配慮しながら、関係機関と連携を取り、スピード感を持って、検討を進めていきたいと考えております。

●伴 良隆委員 別に、私、丘珠空港を何とかしたいと思って言っているわけではございません。消防局としてどうしたいのかと、どういうことが一番いいのかということを考えていただきたいという趣旨でございます。

結果的には、丘珠空港にも資するわけですが、私も当時も総務委員だったか、総務委員長だったか、その頃に石狩のヘリポートを見させていただきましたけれども、一生懸命頑張っていたという状況でありましたけど、やはりヤードも格納庫もちょっと狭めということもありまして、今後やはり空からの安全ということで、意義もお話がありましたので、ぜひ、ご答弁ありましたスピード感を持って、関係機関と調整に当たっていただきたいというふうに指摘をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、次は救急隊の配置状況、及び救急体制の強化等について伺いたいと思います。

不肖、私、昨年、目の前である知人が具合が悪くなったので、周辺にいた友人たちが119番をさせていただきますところ、残念ながら1時間待ちというふうに言われまして、その場でいろいろと介護、看護をさせていただいて、我々としては適切な処置ができたものの、専門家じゃございませんので、何とか顔面蒼白の中においても、ご自宅までお届けして、寄り添いながら、改めてその

後、30分後には、救急車が到着していただいたということで、結果的に事なきを得たということでございます。

そういう状況にありますけど、ちらほらとこういった話、私が体験した話だけではなくて、私の地域からもいろんなお声が届いておりますし、救急隊もかなり忙しいんではないかといった声まで聞こえております。

そこで確認したいと思います。

一時的に救急車が30人待ちという報道もあったようですけれども、近年の救急出動件数と、その傾向を伺います。

●上山救急担当部長 近年の救急出動件数とその傾向についてお答えをいたします。

本市の救急出動件数は、令和4年以降、年間11万件台で推移しております。令和6年は11万4,908件と、救急需要は高止まりしており、今後も高齢者人口の増加や気候変動等に伴い、救急需要は大きく減少することはないと予想しております。

なお、今年につきましては、札幌市の真夏日が過去最多の35回を記録したというところでありまして、熱中症疑いによる救急搬送者数が速報値で593名と、こちらも過去最多を記録するなど、7月以降の月別の救急出動件数は前年比を上回っているところでございます。

このままの傾向で推移をいたしますと、昨年と同水準の救急出動件数となる見込みでございます。

●伴 良隆委員 出動件数がかかなり多いということ、それが一時的に増えたり減ったりするシーズンもいろいろあると思いますけれども、今後の高齢社会を考えますと、なお、その傾向というものが、つまり出動件数というものは増えるばかりじゃないかというふうにも、当然推察されるわけであります。

私も119番を知人がさせていただいたとき、私はちょうどそのときに、あばら骨を折っていたものですから、でも必死で抱えて、階下、2階から

1階に下ろしましたが、人の体って、こんなに力がなくなると重たいのかというふうに思いました。

そういう意味では、本当に救急隊員の方々がこれだけの出動件数で、さらにこの頻度ということになりますと、相当な技術力と忍耐力ということ、極めて能力が高いというふうに思うところでもございます。

しかし一方で、こんなに多いので、また、待たされているということをお考えますと、本当に大丈夫かと。もちろん緊急度が極めて高い方のところには、すっ飛んでいくんだと思いますけれども、私のところのケースというのは、比較的そういうのは大丈夫だったのかなとは思いたいところではありますが、しかし、本当にこれは、今後、大丈夫かというふうに思うわけでございます。

そこで2点目の質問であります。他の政令市と比較した本市の救急隊の配置状況と高い救急需要について、その対策がどうなっているのか、確認いたします。

●上山救急担当部長 他の政令市と比較した本市の救急隊の配置状況、また高い救急需要への対策についてお答えをいたします。

本市の救急隊は36隊配置しており、他の政令市と比較をいたしますと、本市の救急隊数は1隊当たりの人口カバー数が政令市で最も多く、また、1隊当たりの救急出動件数は政令市で2番目に多い状況でございます。

高い救急需要への対策といたしましては、救急需要が高まる時期や突発的に救急要請が逼迫した際に、可能な限り、臨時的に救急隊を編成して対応しております。

また、救急車の適正利用を広報するために、民間企業等のご協力をいただきながら、テレビやラジオでの呼びかけ、SNS、ポスター掲示やデジタルサイネージを活用いたしました動画放映を行っているほか、救急安心センターさっぽろの利用促進対策、こちらも併せて進めているところでもございます。

さらには、救急隊員の労働負荷が高いことから、救急隊の連続活動時間に応じまして、救急隊員が一定の休憩時間を確保できる運用体制の検証を行うとともに、救急出動に関連する事務量も増加しておりますことから、各種事務の効率化についても並行して進めているところでございます。

●伴 良隆委員 全体的に他の部署も関係する、保健関係の部署も関係しますが、いろんな内部努力ということが見てとれるわけでありませぬ。

臨時的に救急隊を編成したり、救急安心センターさっぽろの活用、そして救急隊員の休憩時間の確保の運用体制と、そして各種業務の効率化ということでございます。

私も以前、気軽に救急車を利用してしまおうという、必ずしもそれが全て悪いというわけじゃありませんけれども、まさに気軽に、世の中ではタクシー代わりにというふうにやゆされるときもありますけれども、こういったことを減らすための救急安心センターさっぽろといったことで、#7119があるわけでありませぬ。

それで、今度はこのままでいいのかというご提案をする前に、やっぱり人の問題があるわけでありませぬ。救急隊員の方々が果たして足りているのか、足りていないのか。育成も含めて、うまくいっているのかどうか、ここを確認しておかないと提案ができませんので、伺いたいというふうに思っています。

36隊ということで、負担がかかっているというふうな状況、人員の確保というのは一体大丈夫かどうか、確認いたします。

そこで質問になりますが、札幌市消防局における採用について、受験者の動向を含めた状況と、救急隊員の育成状況について伺います。

●長沼総務部長 初めに、受験者の動向についてお答えをいたします。

過去3年の採用状況は、50から60人程度を採用している状況です。受験者数については、徐々に減少しているところですが、受験倍率について

は、5から7倍の倍率で推移しているところでありまして、必要な人材は確保できているというふうに考えております。

●**上山救急担当部長** 私からは、救急隊員の育成状況についてお答えをいたします。

救急隊員の育成状況につきましては、新規採用された職員全員に救急資格を取得させているところでありまして、消防署に配属後も実践的な教育や訓練を実施いたしまして、知識、技術の向上を図っているところでございます。

また、救急救命士につきましても、毎年20人程度を養成しているところでございます。

●**伴 良隆委員** 人員の確保とともに、育成ということについては、一定程度大丈夫ということで、心配ないというふうに解釈をいたします。

しかしながらですが、今後も救急需要が高止まりということ、認識はお互い一致したわけでありまして、本市の救急隊数は1隊当たりの人口カバー数が政令市で最も多いという状況でございます。

これは言ってみれば、皆さん方が一生懸命頑張っているということで、それは誠に誇りでありますけれども、しかし、頑張り過ぎるのにも、やっぱり程があるわけありますので、それが結果的に皆さん方の隊員への負荷がかかり、結果的に先ほどの話じゃないですけど、我々の市民サービスに負荷がかかってしまうということでございます。大切な命がかかっていますので、提案をさせていただきますが、今後どのように救急体制の強化を図っていくのか、これについて伺います。

●**上山救急担当部長** 救急体制の強化についてお答えをいたします。

救急体制の強化につきましては、今後も増加する救急需要へ適切に対応できるよう、救急隊の増隊について早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、中長期的には、救急需要予測に基づきまして、持続可能な救急体制の構築に向けて、準備を進めてまいりたいと考えております。

●**伴 良隆委員** 私も先日、財政当局に質問させていただいて、厳しい札幌市の財政状況について、ただしたところでございます。

ですから、そういう中で、増やせというふうな質問になったと思いますけれども、増えるべきと、非常に心苦しいところも正直ないわけではありません。

しかし、内部努力も一生懸命やっただいて、隊員たちも頑張っている。そして、しかしながら、さらなる不可抗力というものが出てきているわけでございますので、36隊という状況ではございますけれども、着実にまずは一歩から、1隊ずつということになるかと思っておりますけれども、今、早急に検討を進めるということでございますので、市民の安心のためにも、安全のためにも、ぜひその対応でお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問3点目に移ります。3点目はいずれも坂上局長に伺いたいと存じます。

今ほど、それぞれ委員から、大阪での大変残念な事案というものがご紹介されました。私からも心からお悔やみを申し上げます。

また大阪だけでなく、全国的にもいろいろな事案があって、大切な命が失われたり、重篤だったということがあろうかと思っております。危険業務従事者ということでもありますので、そういったことが日々あろうかと思っておりますけれども、やはり命は失われないほうがいいに決まっているわけでございます。

そういう意味では、皆さん方が一生懸命、日々頑張っていることを、改めて心から感謝と慰労を申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、命がかかる現場でありますけれども、恐らく消防局の現場に向かう職員の方々、本人もいろいろと心配もあるでしょうし、特に出勤していくその背中を眺めていく家族の思いということを考えますと、非常に心配なんだろうなというふうに思うところでもございます。

しかし、我がこの札幌市の消防局、体力、技能、精神力共に、懸命に鍛えていただいているというふうにも存じておるところでございます。

しかしながら、安全に完全はないという言葉があらうかと思いますが、こういう中で精いっぱい頑張る中にも、いろいろなトラブルというものがあらうかというふうに思います。

しかし、一生懸命やっていたのに、残念ながら命を落とすということになりますと、ご本人も無念でしょうし、そして命を失った遺族側ということになりますけれども、ご家族においては、2回悲しみをすると。そして、または3回悲しむというふうにも言われるところがございます。

1度目は、当然、最愛の人を失う、この瞬間、失った瞬間。もう一つは、本当は生きて帰ってこれたのではなかったかと、何かできたのではないかとということで、社会から追及されるという場面でございます。本当は何かできたのではないかと、そういうことでございます。

そして、もう一つが、同じようなケースが起きてしまったという、再発するというような、これがあるとしたら3回目ということで、遺族は本当に2度、3度悲しむということがございます。

さて、我が札幌市でありますけれども、消防の活動に関わって、これまで記録上、26名の殉職者がいらっしやいます。

私も昨日、改めて消防学校に行かせていただきました。当時、私は総務委員長で拝命を受けていましたけど、当時、総務課長だった設楽総務課長、今、北消防署長でやっていただいていますけれども、設楽署長とそこを見させていただきました。

改めて昨日、その26名の殉職者のお名前が入ったプレートとともに、北区、東区等での重大な事案ということの部分もいろいろと見させていただいて、火とか、煙とかの恐ろしさというものを感じ入ったわけでありまして、このプレートにつきましては、26名が完全に柩に収まった状態

でございますので、余白がございません。

この余白がないのは、昨日お世話になりましたけれども、戸部消防学校長、そして曾根教務課長からも教えていただきましたけど、やはり1名も今後は出さないという、決意の表れというふうに思って、そしてそのとおりだということでありました。

昔は倒壊とか、そういった関係で亡くなられた方が比較的多いと。近年は濃煙、あるいはそれに伴って一酸化炭素中毒といった事案が多いというふうに承知しているところがございます、戸部消防学校長からは、後ほど紹介しますが、当時の豊平区美しが丘で起きた事案、これが5月8日でありますけれども、その日にちの周辺で、いろいろな啓発等を行っていただいている、まさにその学校の学生たちにも伝えているところというお話を受けたところがございます。

平成9年5月8日、この消防士のことをちょっとピックアップさせていただきましても、札幌市豊平区美しが丘で発生した電気店火災ということであります。

私も不勉強でありましたので、伝承という、本が出ていまして、伝えるという、今、伝えるべきことという本がございます。

私が偉そうに言うとなんか、この筆者の言葉をお借りして、本のページに載っていますが、「仲間、そして家族を奪った火災。悲惨な事故を繰り返してはならないという思いは、消防の強い決意であり、家族からの願いである。あの現場がどのようなものであったか。また、隊員たちはいかにして濃煙、熱気に立ち向かったのかを伝えたい。」というふうな文章がございます。

さて、様々にいろいろと鍛錬されている、僕も昨日、訓練をそばから見させていただきましたけれども、いろいろ鍛錬をされているとは思いますが、いろいろなケースを考えながら、いろんなことを全国の事案からも学んでいらっしやると思いますが。

しかし、私も児童相談所で厳しく追及していま

すけども、事件、事故が起きてからやっていくというのは、よくあることでありますけれども、こういう平常時、今のところ重篤な事案が起きてないという、平成9年から時間がたっています。

さて、本当にここが慢心でないかどうかと。平常心できちんとした緊張感を持っているかどうかと。つまり、先ほど本人もそうですし、家族が苦しむようなことがあってはならないという中で、坂上局長にぜひこのタイミングで、私はどうしても伺いたいというふうに思ったところでもあります。

もちろん、消防局のほうからは様々な鍛錬、あるいは査察も含めてやられているというのは、確認はしておりますけれども、人がなす技でございますので、ここで坂上局長に、ご本人の経験もあるかと思っておりますので、いろいろとお伝えしていただきたいというふうに思います。

前もって申し上げますと、教えていただきましたけど、命を守るような、そういった最新の機材、必要な機材がありましたら、ぜひ我々市民側に、こういうものが必要なんだということは、やはり言っていただきたいと思っております。

例えば、配置されているCOBRAというものがあるそうでもありますけれども、これは水力換気ノズル、先ほど濃煙、熱気で亡くなられた方がいるということは言いましたけれども、この濃煙と熱気を水の力で排出して、そして風上から隊員たちが入っていくと、視界も良好になるといった、そういった技術の製品もあるということでもございます。

そこで、伺いたいと思っております。

私たち市民は、要するに心配なんです。私たちを守ってくれるのかという心配もあるけれども、隊員の方たちを思うと、それも心配と。この平常時、大丈夫かというふうに思うところがございます。何かできないのか悩むところがございます。

しかし、我々にはそういう力はさほどございません。しかし、坂上局長は局員に対して、根拠の

ある、含蓄があるメッセージを響かせることは私はできるというふうに思っておるところでございます。

これは誠にきれいごとではございません。実際に、起きてしまったら、あのとき私たちは何ができたんだろうかということは言うてはいけません。しっかりとやりきったんだというふうに言わざるを得ない、遺族のために。よって、坂上局長におかれましては、ぜひ、その背景にいらっしゃる、そして、また隊員の方々に、メッセージ性がある、緊張感のあるお言葉をいただきたいと。それをもってして安全とは言いませんけれども、やはり局長のお力を持ってして、お願いしたいと思っております。

●坂上消防局長　ご質問ありがとうございます。

昨日、大阪で殉職された2人の消防葬、公の葬儀が執り行われまして、私も参列してまいりまして、ご遺族だとか、組織の悲しみというものに触れてまいりました。

やはりここで強く感じたのは、こういったことを二度と繰り返してはならないという思いを強く抱いて、帰ってきた次第でございます。

消防は市民が避難してくる、危険なところに向いていくというのが任務でございますので、そこに絶対の安全というのはないんだというふうに考えております。

しかしながら、その中でもリスクを下げ、安全度を高めていくと、危険度を下げていくというようなことが非常に重要なことと考えております。

そのためには、絶え間ない訓練を行うだとか、あるいは数多くの災害事例がありますので、そういったものを研究するといった、日々の研さんといえますか、そういったものが重要となってまいります。

あわせて、やはり火事を出さないというような取組も重要なことというふうに思っております。先ほど小竹委員、森委員のほうからもご心配、ご質問いただきましたけれども、市民の安全・安心と

いうところに直結する火災の出火防止というものが、ひいては消防隊員の安全につながっていくというふうに考えておりますので、市民に対する火災予防広報ですとか、計画的な査察、あるいは消防用設備の設置指導、そして、違反是正というところは、引き続き、進めてまいりたいというふうに考えております。

お話ありましたように、平成9年に札幌でも殉職事故がありました。その後、北海道、あるいは日本各地においても、そういった同様の事故が起きております。こうした痛ましい事故を風化させないで、職員一人一人の中、あるいは組織の中に教訓として積み重ねていく、それが私どもの使命だと思っております。

地道な取組なのかもしれませんが、こういったことを積み重ねていって、職員が勤務明けに笑顔で自宅に帰れると、そういった当たり前の環境を維持していきたい、そういうふうに思っております。

●**伴 良隆委員** 昨日、消防葬に行っていたというところでありますけれども、まさにお二人の委員が今日、心配事をそちらにお伝えしたとおりでありますし、私は具体的には、そこまでは申してはおりませんが、今、坂上局長がまさにおっしゃったとおり、当たり前に隊員たちが帰ってこられるような状況ということのためには、様々な鍛錬とともに、風化をさせないということを含めて、大事だというふうに思います。

平常時だからこそ、こういう質問をさせていただきました。何か事案があったら、厳しく追及するわけでありますので、こういう平常時にこそ、そうだという指差し確認したいところでもございます。

日々、それぞれ命を守る業務に携わっていただいている皆様、家族の皆様にも、感謝を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

●**松原淳二委員長** 以上で、第1項 消防費の質疑を終了いたします。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時4分

再 開 午後2時5分

●**松原淳二委員長** 委員会を再開いたします。

次に、第4款 環境費 第1項 環境計画費及び第2項 清掃事業費について、一括して質疑を行います。

●**太田秀子委員** 私からは、家庭ごみ処理手数料についてと、都心部以外での喫煙対策について質問いたします。

初めに、指定ごみ袋による家庭ごみ処理手数料についてです。

本市では、2009年7月から、家庭ごみの有料化が開始されており、その目的はごみの排出量に応じて、手数料を負担していただく仕組みを導入することにより、市民一人一人のごみ減量、リサイクルへの意識を高め、行動につなげるための経済的な動機づけとされてきました。

有料化から16年が経過しております。ここで伺いますが、令和6年度決算における、家庭ごみ処理手数料の収入額と、その用途について伺います。

●**中村環境事業部長** 指定ごみ袋によります家庭ごみ処理手数料の収入額と、その用途についてお答えをいたします。

昨年度の指定ごみ袋、いわゆる黄色いごみ袋による家庭ごみ処理手数料の収入は、約32億7,000万円となっております。

その主な用途についてでございますけれども、雑がみなどの資源物の収集・リサイクルに係る経費のほか、集団資源回収などのごみの発生抑制、ごみステーション管理の支援や普及啓発の充実、指定ごみ袋の製造・流通などの経費に充てております。

●**太田秀子委員** 最初の有料化の目的でありました、ごみの減量の促進はいただいた資料を見ま

すと、有料化前の2008年、家庭から出る廃棄ごみ量は約42万トンでした。有料化後の2010年は約28万トン、昨年2024年は約26万トンと、その間、2020年までは人口は増え続けておりましたから、ごみは減りながら、ほぼ横ばいを維持して、着実にその成果が上がっていると言えます。

これは、まさしく市民一人一人の努力と、ごみ減量への意識や行動がライフスタイルの中に、深く浸透していると言えるのではないのでしょうか。

このような状況を踏まえたと、手数料を減額したとしても、市民はこれまでと同様に高い意識を持って、減量、リサイクルの取組を実施できると考えられ、現在の手数料水準を維持する必要性は薄れているのではないかと思います。

有料化を決めるとき、ある程度の負担感を感じる価格であることが効果を生むと言われ、過度な負担とならない範囲で設定するそうですが、本市もそのように決めたそうではありますが、有料化の導入時よりも、今現在こそ、市民にとって、負担感は重いのではないかと思います。

そこで、伺います。

市民負担を軽減する観点からも、家庭ごみ処理手数料を引き下げるべきと考えますが、いかがか伺います。

●中村環境事業部長 家庭ごみ処理手数料の引下げについてお答えいたします。

有料化以降、家庭から出るごみ減量は進んでいるものの、新スリムシティさっぽろ計画に掲げます目標の達成には至っておりません。

また、資源物の分別協力率につきましても、瓶、缶、ペットボトルでは97%と高い水準に達しているものの、雑がみや容器包装プラスチックでは50%台にとどまっております。

このように今なお、ごみの減量リサイクルの余地は多く残されておりまして、今後も幅広い取組を推進していく必要がありますことから、手数料引き下げる状況にはないものと考えております。

引き続き、ごみ減量と分別促進に精力的に取り組んでまいります。

●太田秀子委員 減量は進んでいるというお話ですけれども、まだ、目標には達していないよということだったと思います。

令和6年、一人当たりの廃棄ごみ量は、1人で計算しますと362グラム、目標は340グラムだというふうに聞いていますから、もう少しというところまで来ていると思うんですけれども、先ほども言いましたけれども、市民の皆さんのごみ減量への意識は随分浸透してきていると思うんですね。そして、それにさらにごみを減らしていくこと、環境の問題など、学習を広げながら、みんなで市民の皆さんと一緒に目標に向かうと、そういうことは、できるのではないかと思います。

ごみの減量ですとか、ごみステーションの清掃・管理などは、町内会の皆さんの努力もとても大きなものがあります。そうしますと、私は先ほど答弁いただきましたけれども、ごみ処理手数料の使途の中でも、ごみパト隊の監視パトロールですとか、ごみステーション管理機材の購入費助成ですとか、啓発のためのチラシや啓発品の配布、これらなどは、むしろ、ごみ処理手数料から支出するのではなくて、もう公費で負担していいのではないかとおもうんです。

まず、見直しを検討していただいて、ごみ処理手数料、いわゆる指定ごみ袋の料金を引き下げていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

次は、都心部以外の喫煙対策について伺います。

喫煙制限区域を中心とした、都心部の喫煙問題がクローズアップされておりますけれども、それ以外の場所、特に地下鉄駅やJR駅周辺での路上喫煙が目立つと感じているところです。

そこで伺いますが、都心部以外の公共空間における喫煙対策について、どのような規制があって、どのような取締りを行っているのかを伺います。

●沼田清掃事業担当部長 都心部以外の規制対策の規制と取締りについてお答えいたします。

ポイ捨て等防止条例では、市内全域におけるたばこの吸い殻などのポイ捨てに対して、また、都心部の喫煙制限区域内における路上喫煙に対して、1,000円の過料を科しているところでございます。

一方、喫煙制限区域外では、道路や公園などの公共の場所において、歩行中または灰皿が設置されていない場所で、喫煙しないよう努めなければならないという努力義務が規定されております。

このルールの下、散乱等防止指導員が都心部の喫煙制限区域以外においても、地下鉄の駅周辺や人が多く集まる公園などを定期的に巡回しているところでございます。

指導員の巡回を通じて、ポイ捨ての取締りを行っているほか、路上喫煙を控えるよう注意しているところでございます。

●**太田秀子委員** ポイ捨て等防止条例では、努力義務とはいえ、都心部の喫煙制限区域以外にも規制があるということで、今、過料も科しているところもあるんだよということでしたけれども、やはりそういうことが、多くの市民の皆さんに伝わっていないのではないかと思うわけです。過料が徴収される区域でないことから、路上喫煙してもいい場所と、そう捉える場合もあるのかもしれませんが。

質問いたしますけれども、ポイ捨て等防止条例の喫煙制限区域以外の規制について、どのような周知を行っているのか。また今後、どう強化していくのかを伺います。

●**沼田清掃事業担当部長** 喫煙制限区域外での規制周知と周知の強化についてお答えいたします。

散乱等防止指導員の巡回に加えて、地下鉄や市電の交通広告やポスターの掲出、街頭ビジョンでの啓発動画の放映などを通じて、喫煙制限区域での路上喫煙の禁止と合わせ、喫煙制限区域外での努力義務規定についても周知を行っているところでございます。

また、今年度からは、喫煙制限区域外であるす

すきの地区において、札幌市立大学の学生がデザインした啓発広告を日本語と英語で設置し、インバウンドもターゲットにして、啓発の対象拡大に努めているところでございます。

今後、より効果的な周知啓発方法についても検討し、多くの市民や札幌を訪れる方々にルールを理解していただけるよう、取り組んでまいります。

●**太田秀子委員** 交通広告ですとか、ビジョンですとか、そういうお話だったかと思うんですけども、交通の中で、例えば乗り物の中で見ても、大抵の場合は、乗り物を降りたら、たばこって吸いたくなるようなんですよね。ですから、そういう様子を見るわけです。

なので、やはり本当に吸いたくなるなと思うような場所にも、ポスターを貼っていただきたいなと思うわけです。

今後、都心部の喫煙対策の見直しを進める中で、やはりもっと効果的な方法も検討すると言われましたけれども、都心部の喫煙制限区域は景観や、公共の安全や健康を守るために設けているものと思います。

また、喫煙専用スペースは受動喫煙などの影響を小さく抑える効果もあるだろうと思うんです。

一方、地下鉄駅を降りたところで、JR駅の周辺で多く見られる吸い殻、これは歩きたばこによるものではないかと考えられます。

このようなものに対する規制は、やっぱり都心部以外でもしっかりとやってもらいたい、必要だと思っています。まず、その周知を徹底していただけたらいいなと思っています。

そして、ポイ捨て等禁止条例には、加熱式たばこは対象外ということなんですけれども、もちろんこの条例ができたのが2004年ですし、加熱式たばこが初めて日本で販売されたのが2016年と伺っていますから、条例の対象外ではあるんですけども、そのパッケージには、煙には発がん性物質やニコチンが含まれるなど、健康への悪影響が否定できないことの警告表示ですとか、望まない受

動喫煙が生じないよう、屋外でも周囲の状況に配慮することが健康増進法上、義務づけられていますよと、こういうことが書かれています。

ぜひ、健康増進法などにも照らしてもらって、ポイ捨て等防止条例の見直しが必要ではないかと思しますので、検討していただくよう求めまして、質問を終わります。

●山田一郎委員 私からは、ペットボトルの水平リサイクルについてと、すすきの地区への喫煙制限区域の拡大について、2点伺います。

まずは、ペットボトルのリサイクルについて伺います。

現代社会において、ペットボトル、これはもう日常生活に欠かせないものでありまして、どの家庭からも毎週、資源ごみとして出されております。

札幌市では、瓶、缶、ペットボトルを週1回収集しており、集められたごみは東区の中沼と南区の駒岡にある資源選別センターで仕分されており、その後、民間のリサイクル事業者によって処理され、最終的には卵パックやフルーツパック、あるいは、再びペットボトルにリサイクルされております。

近年、プラスチック資源循環促進法の施行など、プラスチック素材のリサイクルの機運が高まってきており、ペットボトルについても、ペットボトルをペットボトルにリサイクルする水平リサイクル、これが全国的に拡大している状況であります。

一度フルーツパックなど、リサイクルしてしまいますと、もうペットボトルに戻すことはできませんが、ペットボトルとして再利用できれば、同じ素材を繰り返し循環させることができます。

石油資源に限られる我が国においては、このペットボトルの水平リサイクル、これは資源循環に有効な取組であることから、かねてから我が会派はこの水平リサイクルの取組に着目し、札幌市でも実施するよう求めてきたところであります。

私自身も、昨年の予算特別委員会で質問させて

いただき、全国の政令指定都市だけではなく、近隣の北広島市や恵庭市などでも取組が進んでいることを紹介しながら、本市でも積極的に取り組むことを求めたところでありまして、このような議会議論があり、札幌市では令和6年10月から1年間、札幌市で回収したペットボトルの一部を水平リサイクルする試行事業を始めました。試行事業とはいえ、ようやく動き出したことは大きな一歩であると感じております。

ただ、この試行事業も今年の9月でちょうど1年間が経過し、事業期間が終了したところであります。

そこで質問ですが、今回の試行事業の結果について、現時点でどのように認識しているのか、伺います。

●中村環境事業部長 ペットボトルの水平リサイクルにおけます、試行事業の結果についてお答えをいたします。

ペットボトルの水平リサイクルを導入した際の課題の把握やCO₂排出量の削減効果などを確認するため、中沼資源選別センターで選別したペットボトル1,000トンを実験的にリサイクルする試行事業、これを令和6年9月から1年間実施いたしました。

今回の試行事業では、リサイクル技術の異なる2社が選定されまして、おおむね順調にリサイクルできたものと考えており、また、それぞれの再生技術におきまして、環境負荷や品質などの点で、長所や課題があることも確認することができたところでございます。

一方、道内には、再生ペットボトルのリサイクル工場がなく、今回選定した事業者も道外の工場へ運搬するため、輸送にかかるCO₂の発生やコストの増加につながる点が課題であると受け止めております。

今後、各リサイクル事業者から1年間の実施報告を受けまして、試行事業の結果を取りまとめますとともに、今年10月から開始いたしました、第2期試行事業に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

●**山田一郎委員** ありがとうございます。

確かに、工場がなかったということもありまして、一定の課題があったものの、おおむね順調に実施できたという答弁もありましたので、一つ安心しているところでもあります。

一方で、今、答弁でもありましたが、令和6年10月からの試行事業1回で終わってしまって、その後の取組が途絶えてしまうのではないかと心配していたところではありましたが、札幌市ではさらなる検討を行うということで、まさに今月であります。令和7年10月から、第2期試行事業ということで、ペットボトルの水平リサイクルの試行事業を開始したと今、答弁がありました。

今回の試行事業では、札幌市で回収したペットボトル約8,500トンのうち、1回目は1,000トンを対象としておりましたが、第2期では2倍の2,000トン水平リサイクルに回せる量を拡大して、これを1年間継続するというものであります。

そこで質問ですが、第2期の試行事業を実施する目的について伺います。

●**中村環境事業部長** 第2期試行事業の実施目的についてお答えをいたします。

第2期試行事業では、新たに駒岡資源選別センターのペットボトルも対象にすることで、運用面での課題でありますとか、輸送に係る環境負荷への影響について確認いたしますほか、容器包装リサイクル法に基づく、既存のリサイクル方法も重要な施策でありますことから、試行事業の量を2,000トンに増やすことによる影響も確認したいと考えております。

今回の試行事業のように、事業者と直接契約する場合には、水平リサイクルなどの再生方法を自治体の判断で選択できるようになります。

一方、従来の容器包装リサイクル法による仕組みでは、法に基づく指定法人が入札によって事業者を公募するため、公平性や競争性が確保されるほか、自治体と事業者間の調整も行うため、安定

的なリサイクルを維持できる利点がございます。

このような観点から、第2期試行事業の結果も踏まえまして、最適なペットボトルリサイクルの方法について、検討を進めてまいりたいと考えております。

●**山田一郎委員** ありがとうございます。

目的としては、最適なリサイクル方法を探していくという話でありましたが、ただ、今回第2期ということもありますが、この試行事業は何度も繰り返すようなものではないと思っております。

循環型社会の実現に向けては、ペットボトルの水平リサイクル、これは資源を守る上では、非常に有効な取組だと、何度も我が会派も伝えておりますが、ペットボトルをつくるには、基本的に石油が使わなきゃつくれないですけども、ペットボトルからペットボトルに変えることで、石油を使わずに、日本全国でペットボトルを回しているという形でもありますので、現在、GX、札幌市ではこれを進めておりますけれども、こういった転換、こういったものを進めていただきたいと思っております。

ぜひ、今回の取組の成果をしっかりと検証していただいて、令和8年度以降はもう試行ではなく、本格実施として、恒久的な取組に位置づけて、継続して進めていただくように求めまして、次の質問に移ります。

次は、先ほどの太田委員からもありましたが、私からはすすきの地区への喫煙制限区域の拡大について伺います。

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例、以下、たばこのポイ捨て等防止条例と言いますが、札幌市はたばこのポイ捨て等防止条例により指定している、中心部の喫煙制限区域を拡大する方向で議論を進めていると伺っております。

すすきの駅から中島公園駅にかけてを、すすきの地区と呼ばせていただきますが、すすきの地区は大量のごみが散乱しており、中でもたばこの吸い殻が大半を占め、観光地としては残念な光景で

あります。これはすすきの地区がポイ捨て等防止条例で規定する、喫煙制限区域に指定されていないことが大きな原因ではないかと考えます。

そこで質問ですが、なぜ、すすきの地区が喫煙制限区域に指定されていないのか、その理由について伺います。

●沼田清掃事業担当部長　すすきの地区を喫煙制限区域に指定していない理由についてお答えいたします。

現時点では、南北は国道36号線の北側歩道から北8条線の南側歩道まで、東西は西1丁目から西4丁目までのエリアを喫煙制限区域としております。

これは、たばこの危険性を考慮して、子どもを含めた歩行者数が多いところ、時計台やテレビ塔などの多くの人を訪れる施設があるところ、市民や観光客にとって、覚えやすいことという観点から設定したものでございます。

すすきの地区については、国道36号線北側までにしてほしいという地域の声があったことや市が取締りを行う際の運用面での難しさがあったことから、当時の判断といたしまして、国道36号線の南側を喫煙制限区域に含めなかったものでございます。

●山田一郎委員　ありがとうございます。

地域の声ですとか、運用面の難しさというのが理由であるということでしたが、ただ、しかし、国道36号線から北側の喫煙制限区域には、ポイ捨てはほとんど見られませんが、南側にたばこの吸い殻は大変多いのは事実であります。

すすきの地区では深夜から明け方にかけて、路上飲酒に伴う喫煙が多く見られ、飲酒した瓶や缶、食べ物のごみとともに、たばこの吸い殻が捨てられております。

また、すすきの地区では、特に、いわゆる客引きが、たばこのポイ捨てしている光景をよく見かけており、このような行為はすすきの地区の魅力を失墜させる行為であり、徹底した対応が求められます。

こうしたごみ問題に対応すべく、毎月第4土曜日に、有志によるごみ拾いを行うなど、ボランティアによる努力で、すすきの地区の美化活動に取り組んでおります。

そして先日、民間企業がすすきのに喫煙所、THE SMOKE BASEを設置するなど、努力を重ねております。地元の企業がこういった取組で、街をきれいにしていこうと取り組んでいるわけですから、札幌市も積極的に協力するべきと考えます。

我々としても、すすきの観光協会と地元豊水連合町内会からも、喫煙制限区域の拡大について要望を受けており、地域の声をしっかりと受け止め、ぜひとも実現に向けて議論すべきと考えます。

また、本定例会においては、新MICE施設整備の議論もなされており、新MICE施設が完成し、たくさんの方々が国内外からお越しになったときに、路上にたばこの吸い殻だらけの街並みであってはならないと思います。

今後、たばこのポイ捨て等防止条例で規定する喫煙制限区域の拡大を議論するに当たっては、すすきの地区を何としても入れていただきたいと思っております。

そこで質問ですが、すすきの地区も喫煙制限区域にするべきと考えますが、いかがか伺います。また、すすきの地区を喫煙制限区域に指定した場合、どのような課題があるのか、併せて伺います。

●沼田清掃事業担当部長　すすきの地区を喫煙制限区域に指定すること及び指定した場合の課題についてお答えいたします。

ポイ捨て等防止条例は制定から20年が経過し、受動喫煙防止の観点や、インバウンドの増加など、当時と状況が変化していることから、喫煙対策の見直しが必要と考えているところでございます。

その中で、すすきの地区も含む都心部の喫煙制限区域の拡大についても、検討してまいりたいと

考えております。

また、すすきの地区を喫煙制限区域に指定した場合の課題についてでございますが、お酒を飲むエリアで指導や取締りを行う際に、どのように実効性を確保するかが課題であると考えているところでございます。

●山田一郎委員 課題としてもありましたが、お酒を飲んでいる人の取締りが難しいというような理由もありました。取締りが難しいということと、ルールをつくるということはイコールではありません。仮に、取締りが難しくても、まちをきれいに保ちたいという意思を示すことに大きな意義があります。

難しいからといって、すすきのから新MICE施設が予定されている中島公園にかけてのエリアまで、喫煙制限区域を拡大しないということがないよう、しっかりと検討していただきたい。

最後に、すすきの地区をより一層魅力的なまちにするために触れさせていただきますが、すすきのから放置自転車、客引き、たばこのポイ捨てを3点セットでなくす必要があります。この点については、建設局、市民文化局、そして環境局と担当が分かれる、いわゆる縦割りでありますが、連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

放置自転車対策については、この8月から駐輪場を整備して、すすきのに放置禁止区域を拡大しており、今後、さらなる取組が求められます。

客引き禁止条例については、条例が施行されて3年が経過しておりますが、その実効性については疑問の残るところであり、徹底した対応が求められます。

すすきの地区を喫煙制限区域に指定して、たばこのポイ捨てを取り締まる場合、市民文化局と連携しながら対応すべきです。そして、ごみ、特にたばこのポイ捨てをなくし、例えば、街路にごみ箱と花のプランターを置くなど、すすきのまちの美化活動を促進することは、安全で安心な観光地としてより魅力的になると思います。

地元の声の的確に反映して、中心部の喫煙制限

区域拡大の議論を進めるように、切に要望して、私の質問を終わります。

●うるしはら直子委員 私からは、プラスチック資源循環促進法への対応について、また、リユース拠点、ジモティースポットについての2項目質問させていただきます。

初めに、プラスチック資源循環促進法への対応について伺います。

2022年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、従来の容器包装プラスチックに加え、ポリバケツや洗面器、ハンガーといった、製品プラスチックの回収・リサイクルも自治体の努力義務として位置づけられました。これを受け、今まさに、全国の自治体で製品プラスチック回収の検討が進められています。

法律の施行から間もなく3年が経過し、製品プラスチックの回収を開始する自治体も少しずつ増えているところですが、本市では、まず回収に向けた検討を進めるため、2023年度から市内の一部地域でモデル事業を実施しております。

2023年度は厚別区の一部で、また2024年度は西区の一部で、市民に製品プラスチックを回収拠点であります、地区リサイクルセンターのほうに持参していただいて、直接持ち込む方法、いわゆる拠点回収方式でモデル事業を行い、どのような種類の製品プラスチックが出されるかなどの調査を行ったと承知しています。

そして、今年度は6月から8月までの3か月間、北区、東区、白石区の各1か所の単位町内会、計3か所を対象に、既存のごみステーションで製品プラスチックを回収する、いわゆるステーション回収方式のモデル事業を実施しております。

今回、対象地域の住民には、従来の週1回包装容器をプラスチックの収集日に、製品プラスチックも同じ袋の中に入れて出してもらうように通知し、ステーション回収した場合の収集量やごみステーションへの影響などを調査することを目的に、実施したと聞いております。

今年度のモデル事業では、対象地域の住民へのアンケート調査も行っているとのこと、最終的な取りまとめには、もう少し時間が必要と聞いておりますが、製品プラスチックの収集量など、既に結果が判明しているデータもあることと思えます。特に、ステーション回収での収集量、これは今後の事業の方向性、そして、展開を検討する上で、極めて重要な数値となります。

そこで質問ですが、今回のモデル事業における製品プラスチックの収集量の結果について、どのように認識しているのか、伺います。

●中村環境事業部長 プラスチック資源循環促進法への対応に関しまして、製品プラスチックのモデル事業の収集量の結果についてお答えをいたします。

今回のモデル事業では、今年の6月から8月まで、北区の太平百合が原地区、それから東区の北栄地区、白石区の北白石地区の一部地域で実施をいたしました。3地区におけます3か月間の平均値で算出いたしますと、プラスチックの収集量は19.9%増加しております、他都市の同様のモデル事業と比較して、おおむね同水準の増加率でございます、当初想定していた範囲内の結果と受け止めております。

製品プラスチックの収集量は、収集やリサイクル施設等に必要能力や経費を算定するための重要な基礎数値でございます、今回のモデル事業によって、貴重なデータを得ることができたものと認識しております。

●うるしはら直子委員 ただいまの答弁では、排出されました製品プラスチックの割合は、他都市とおおむね同水準で、当初の想定範囲内ということでした。

我が会派では、これまでも製品プラスチックをステーションで回収する場合に、市民負担ですとか、また行政コストが大幅に増加するのではないかという懸念から、本市の取組状況、これを注視しまして、慎重かつ丁寧な検討をと提言してまいりました。

容器包装プラスチックの処理費用は、製造メーカー等の事業者負担が99%、そして、自治体負担は1%なのですが、製品プラスチックの処理費用は100%が自治体負担のため、製品プラスチックの量があまりにも多いと、それだけ自治体の負担も増加することになります。そして、市の財政に与える影響、これは看過できないことだと思っています。

今回の調査では、ひとまずは想定内の範囲ということでしたので、安心ができる数値なのかなとは思いますが、引き続き、この調査についてはしっかりと続けていただきたい。そして、大切なデータにさせていただきたいと思えます。

次に、ごみステーションや収集体制への影響についても、質問していきたいと思えます。

今年の予算特別委員会でも指摘させていただきましたが、現在、週1回で回収している容器包装プラスチック、これは大変かさばるものが多く、場所ですとか、時期によっては、ごみステーションが満杯になっているといった光景も見受けられます。ここに製品プラスチックが加われば、ステーションを管理する市民の負担が増えることにならないかと懸念しておりました。

今回のモデル事業では、ステーションへの影響調査も目的の一つとされておりまして、環境局の職員も対象地域のごみステーションを複数回訪れ、排出状況を直接確認したと聞いております。

そこで、伺います。

今回のモデル事業におけるごみステーションや収集作業への影響について、現時点でどのように分析しているのか、伺います。

●中村環境事業部長 ごみステーションや収集作業への影響についてお答えをいたします。

今回のモデル事業では、一部のごみステーションで収納ケースなどの大きなサイズの製品プラスチックが出された際に、ごみステーション管理器材に収まりきらない事例はございましたけれども、それ以外には大きな混乱が生じることはございませんでした。また、収集作業を行った委託事

業者にヒアリングしたところ、収集作業への影響や大きな負担の増加は生じなかったとのご意見をいただいております。

したがいまして、製品プラスチックのステーション回収に当たりまして、ごみステーションや収集作業に関しては、おおむね大きな支障はなかったものと認識しております。

今後、モデル事業の実施地域の住民の皆様を対象に行いました、アンケートの結果なども踏まえまして、製品プラスチックの分別収集の検討を進めてまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 ただいまのご答弁で収集作業ですとか、またごみステーションの排出状況に関しても、おおむね大きな問題はなかったということは、確認をさせていただきました。

このステーション回収は、市民の利便性を高めるといった利点、これがある一方で、地域ですとか、規模によって、様々な課題というものも今後、発生してくると考えられると思います。

本市の市民は、ごみの分別に対する意識が非常に高いというふうには私は感じているのですが、それでも、引っ越しや衣替えの時期には、不法投棄やルール違反のごみ出しに関する相談というのが、残念ながら私どものところにも増えるのが実情でございます。

今後、ステーション回収の検討を具体化していくのであれば、先行している他都市の状況、そして新たに発生した課題、また、好事例なんかも十分に調査しまして、地域住民への丁寧な説明、そして分かりやすいごみ出しのルール、こうした周知方法についても、同時にしっかりと検討していただくよう求めたいと思います。

製品プラスチックの収集リサイクルは、清掃工場の更新等に係る国の循環型社会形成推進交付金、この交付要件にもなっております、本市の財源確保の観点からも不可欠な取組と思っております。

回収の先にあるリサイクルの体制といったものの検討も、今後は進めていくことになると思いま

すけれども、コスト面を含め、様々な課題がこちらにもございます。

製品プラスチックの安定的かつ持続的な収集、リサイクル体制の構築に向け、引き続き、丁寧な検討を進めていただくこと、これを要望しまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、リユース拠点、ジモティースポットについて伺います。

今年の8月1日に、白石区、私、地元でもございます北郷に、株式会社ジモティーによるリユース拠点、ジモティースポットの道内1号店がオープンいたしました。

この事業は、本市がリユースの推進に関する連携協定を締結しておりますジモティー社と連携して設置されたものと伺っております。

また、オープン当日、私も現地を訪れましたが、開店前から地域の方々が列をつくりまして、また多くの報道陣も集まるなど、その関心の高さが伺えました。

また、当日配られておりましたチラシなんかも見ますと、札幌市×ジモティーと大きく名を打ちまして、循環型社会をしっかりと進めていくような案内のものも地域に配られておりました。

このジモティースポットですけれども、市民が持ち込んだ、まだ使える不要品を無料で引き取り、そして必要に応じてメンテナンスなどを施した上で、次に必要とする方へ安価で提供するという仕組みです。

開店直後から、次々と品物が持ち込まれている様子、先日も行きましたが、もうお店からあふれるほど品物が集まっております、そうしたことを拝見しまして、こうした拠点が地域に強く求められていたということ、改めて実感いたしました。

地域の皆様の声としても、こうした新しい取組が地元からスタートしたということをお大変喜んでおりますし、また、偶然にもこの地域は、先ほどの質疑でも触れました製品プラのモデル事業の地域とも大変近い地域となっております、さらに

リユースやリサイクルへの関心も一層高まっているというものも感じております。

自分にとっての不要品を引き取ってもらえれば、捨てる手間や有料ごみ袋も節約できますし、また店舗を訪れば、日用品を安価に手に入れることもできます。まさに地域のもったいないをつなぎ、暮らすやすさを向上させる、大変意義深い取組だと思っております。

加えて、利用者は50代から60代の方が多いということですが、子育てが一段落した世代などから出る不用品を、ごみとしてではなく、次の世代へバトンタッチできる拠点が身近にあることは、大変重要だといった声もいただいています。

そこで、まず質問ですが、ジモティー社と連携して、ジモティースポットを展開する狙いと、オープン後の実績について伺います。

●中村環境事業部長　ジモティー社と連携して、リユース拠点、ジモティースポットを展開する狙いと、オープン後の実績についてお答えをいたします。

ジモティースポットは、ジモティー社が地域におけるリユースの促進を目的に、全国に20店舗を展開している事業でございまして、2023年に札幌市とジモティー社が連携協定を結んだことをきっかけに、このたびの出店に至ったものでございます。

この事業は一般のリユースショップでは買取りしないものも、まだ使える状態であれば、無償で引き取り、リユースにつなげるということが、ほかにはない特徴となっております。

今回、ジモティースポットが札幌に設置されたことで、市民の皆様が不用品を手放す際の選択肢が増えまして、市内におけるリユースの取組が広がっていくものと考えております。

また、オープン後の実績についてでございますけれども、8月の1か月間で、店舗に持ち込まれました不用品が約1万2,000点、そのうちの半数に当たる約6,000点、重量にして17トンほどがリユースされておまして、ごみの減量に寄与して

いるものと受け止めております。

●うるしはら直子委員　ジモティースポットを展開した狙いと、オープン後の実績について、ご答弁をいただきました。

8月のオープンから僅か1か月で、17トンもの不用品がリユースされたという実績、これは市民ニーズに的確に応えながら、ごみの減量にも着実に効果を上げているものと大変評価をしております。

この数字ですけれども、市民のご家庭に、本人としては価値がないと諦められていたり、また運び出す手間から、物置の奥に眠っていたりする、いわゆる潜在リユース品、これが多く存在するという示しているのではないかと考えます。

市内には多くのリユースショップがありますけれども、せっかく不用品を持ち込んでも、値段がつかないと買い取ってもらえずに持ち帰り、結局はごみとして処分したという経験のある市民も少なくないことと思います。

たとえ無料でも、ごみとして捨てるのではなく、誰かに使ってほしいという、こうした市民の思いは、白石区ですとか、北郷に限ったものではなくて、市内のあらゆる地域に共通することだと考えます。

また、このような拠点が身近にあるということは、市民一人一人が物を捨てるという選択肢の前に、生かすという選択肢を当たり前を考える文化を醸成する上でも重要と考えますし、また、単なるごみ減量にとどまらず、市民の意識と行動を変える行動変容を促す大きな一歩にもなるのではないかと考えます。

そこで質問ですが、ジモティースポットのようにリユース品を持ち込むことができる拠点を拡大すべきと考えますが、いかがか伺います。

●中村環境事業部長　リユース品を持ち込むことができる拠点の拡大について、お答えをいたします。

全国的にも、既に様々な民間事業者がリユース品を回収する拠点を設置、運営しておりますこと

から、今回のジモティースポットのように、民間事業者のノウハウを生かし、官民で共に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

また、ジモティースポット以外にも、市内において、小型のボックスを設置し、古着や雑貨などを回収する事例があることも承知しております。

札幌市といたしましては、そうした新たなリユースの取組を展開する事業者と連携を図りまして、その取組の周知やイベントでの協力などを通じまして、リユース品の回収拠点の拡大に努めてまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 大変前向きなご答弁をいただきまして、大変心強く感じております。

今後の展開に当たりましては、今回のジモティー社との連携のようなモデルケースを、これをよいモデルケースとしながら、市内のほかのリユース事業者とも連携の輪を広げまして、札幌市全体でリユースを推進する大きな流れを作っていくことを期待しております。

その上で、2点要望させていただきます。

まずは効果的な拠点展開と、多面的な活用についてです。

今後、拠点を拡大していく際には、各区の地域特性、そして市民ニーズを丁寧に把握し、それぞれの地域に最も適した形で展開していただきたいと思っております。そして、その拠点を単なる不用品の受付場所とするのではなく、例えば、子どもたちの生きた環境教育の場としても様々活用していくなど、幅広い世代につなげていただくことを要望いたします。

また、きめ細やかな周知の徹底も必要だと思います。せっかくの取組も市民に知られなければ、広がってはいきません。市の広報誌、SNSでの発信はもちろんのことですが、デジタルに不慣れな方々にも情報がしっかり届くように、町内会の回覧板ですとか、また地域の掲示板なども活用しながら、こちらもあらゆる世代の市民がこの取組に参加できますよう、情報発信にも一層力を入れていただくことを求めます。

ごみ減量と循環型社会の実現に向け、官民連携の取組がさらに加速することを期待いたしまして、私の質問を終わります。

●前川隆史委員 私からは、たばこ対策について伺いたいと思います。

これまでも、繰り返し議会で取り上げてきまして、追い風になったり、逆風になったり、いろいろなことがございましたが、粘って頑張りたいと思っております。

たばこ対策に熱心に取り組む大きなきっかけになったのが、平成29年に惜しくもお亡くなりになりました、国立病院機構北海道がんセンターの院長であられました、近藤啓史先生との出会いでございます。こじま委員もよくご存じかと思っておりますけれども、がんの権威でございますし、たばこと、喫煙と肺がんの関係ですとか、ほかのがんも含めてですけども、非常に見識豊かな方でございました。

この近藤先生は大変気さくなお方で、お酒も大好きで、様々なお話を何度もお聞かせいただいたところでございます。そうした語らいの中で、繰り返し訴えておられたことが、ご自身ががんセンターで数多くのがん患者の治療に携わってきた結論として、たばこ対策の重要性ということでもございました。

近藤先生から、前川さん、札幌市は喫煙率が非常に高いと。これは大問題だと。そして、中でも白石区の女性の喫煙率が高いと。今、後ろを振り返った方がいますが、それはさておき、さらに喫煙とがん、特に肺がんの罹患と喫煙との関係は、疑いようがないと。完璧に一致していると。しかし、ほとんどが実はこの数字も公表されていないと、こういうことで、いわゆる喫煙、たばこががんの関係を公表しない、いろんな思惑があって、なかなか出てこない、非常に残念なんだというふうにお話をされまして、札幌市のたばこ対策をしっかり頼むよと、頑張ってくれと激励を多くいただいていたわけでありまして。

近藤先生は晩年、オール北海道でがん対策を進

めるために、北海道がんサミットを立ち上げて、札幌市も参画いたしましたし、多大な貢献をなされましたが、先ほどお話ししたとおり、63歳という若さで、お亡くなりになってしまったというわけでありませう。

そうした先生の思いを受け止めまして、議会質疑を粘り強く繰り返してまいりました。市役所の庁舎の完全禁煙化ですとか、また道議会新庁舎での違法喫煙が大きな社会問題となった際も、いろんな鉄砲もやりも飛んできましたが、札幌市保健所の毅然たる対応を促したり、保健所に対してしっかり対応を促したりと、禁煙外来の助成制度、このようなこともやってまいりました。

また、さっぽろ受動喫煙防止宣言なども札幌市が発したと、こんなようなことで様々やってきたところがございます。

さて近年、多くの指定都市が公共の場所における喫煙対策を大きく強化して、既にもう実施しております。特に女性や子どもたちへの悪影響をやはり弱い方の影響というのを考慮して、公園ですとか、道路などの公共空間における完全な受動喫煙対策が次々と、各指定都市で進んでいる状況でございます。

令和2年4月に、改正健康増進法が全面施行されており、こうした望まない受動喫煙を防ぐという観点、はたまた受動喫煙対策がちゃんとできないようなまちなんだと見られたくないと、裏を返せば、たばこ対策をしっかり進めることで、まちの魅力を高めたいという、そういった各自治体の思いもあるそうでございます。

視察もいろいろしてきましたが、神戸や相模原、横浜など、指定都市の担当者が異口同音におっしゃっていましたが、たばこ対策ができないと、まちのブランドイメージを大きく損なうと、皆さんは強調されておりました。

一方で、現在の札幌市のたばこに対する規制としては、先ほど来、お話に出ております、平成17年から施行された、ポイ捨て等防止条例がございませうが、この条例の施行から20年、実効性のある

新たな喫煙対策は一切講じられることなく、今に至っていると、このような状況でございます。

そこで伺いますが、まず札幌市の都心部における、喫煙対策に対する認識について伺いたいと思ひます。

●沼田清掃事業担当部長 札幌の都心部における、喫煙対策の現状に対する認識について、お答えいたします。

ポイ捨て等防止条例の施行により、市内全域でのポイ捨てや喫煙制限区域内での路上喫煙などが禁止となり、違反した場合は1,000円の過料を徴収することとなりました。

これまで散乱等防止指導員による巡回や、路面ステッカーなどによる条例の周知啓発を継続してきたことで、喫煙制限区域内における路上喫煙者数は、条例施行前と比べ10分の1程度に減少しており、大きな効果が出ているものと認識しているところがございます。

一方、喫煙制限区域外における都心部の公園などの公共の場所で、望まない受動喫煙に関する声が増加傾向でありますことから、喫煙対策の見直しが必要と考えているところがございます。

●前川隆史委員 制限区域内においては、いろいろと効果が出ているということではございませうが、それ以外ではまだまだということもあって、様々見直しをしなければいけないと、こんな課題認識を持っているというお話でございませう。

さきの代表質問で、我が会派の熊谷委員からの公共空間における喫煙対策に関する質問に対しまして、都心部における喫煙制限の見直しなど、早期に実効性のある対策が行えるよう検討を進めていくと、このように答弁があったところがございます。

取組の見直しに当たっては、過料徴収の対象とならない喫煙制限区域の外、特に大通公園西5丁目より西側や創成川公園など、路上喫煙が非常に目立っているところへの対策を優先的に検討すべきと、そのように考えるところがございます。

市民の健康増進と快適な環境づくりを進めるた

めにも、しっかりと対策を講じていただきたいところですが、そこで伺いますが、都心部の喫煙対策の見直しについて、具体的にどのような対策を進めようとお考えなのか、伺います。

●沼田清掃事業担当部長 都心部の喫煙対策について、具体的にどのような対策を進めようとしているかということについて、お答えいたします。

現在、都心部において、たばこの臭いや煙が気になる場所がないかなど、札幌市の喫煙対策に関する市民アンケートを実施しているところがございます。

また、路上喫煙の現状を把握するため、都心部における路上や公園内の喫煙状況に関する調査を今月下旬に実施する予定であります。

これらの調査結果を踏まえ、喫煙制限区域の見直しを検討してまいりたいと考えているところがございます。

併せて、現在、ポイ捨て等防止条例で規制していない、加熱式たばこの扱いについても検討してまいります。

これらの対策について、健康やまちづくりの分野に関する学識経験者や、健康・経済・観光に関する団体、地域の関係者などで構成する検討会を新たに立ち上げまして、取組の方向性を議論してまいりたいと考えているところがございます。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

一歩前進ではないかというふうに思っております。アンケート等々を通じながら、区域の設定、また、加熱式たばこの扱い、そういったもろもろのことも含めまして、学識経験者等々、様々な分野の方々を介しての検討会を設置をして、前に進めていきたいと、このようなお話でございました。

既に、他の政令市では、喫煙対策の強化が進められておりまして、検討会が立ち上がったのは非常に私としてもうれしい限りでございますが、やはり検討にあまり時間をかけている猶予はないんじゃないかと、このようにも考えるわけです。

そこで伺いますけれども、都心部の喫煙対策を強化することに対する意気込みと、決意と、信念と、真剣度合いを、梅田局長に伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

●梅田環境局長 都心部の喫煙対策に対する意気込み、決意等々についてのご質問にお答えいたします。

人が多く集まる都心部の喫煙対策につきましては、望まない受動喫煙を防止していくということと、また観光都市さっぽろとして、ふさわしい環境を確保していくために、非常に重要な課題であるというふうに認識をしております。

そのため、実効性のある対策を取れるように、まずは現状の分析をしっかりと行った上で、学識経験者や地元関係者などの意見も伺いながら、検討を進めてまいりたいと思います。

新しい喫煙対策につきましては、来年度中にも方向性を整理をして、たばこを吸う人も、たばこを吸わない人も、快適に過ごせるまちを目指して、スピード感を持って取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

●前川隆史委員 たばこを吸う人も、吸わない人も喜ばれる対策ということで、来年度中にしっかり一つの結論を出したいと、このようなご表明がございました。

しっかり札幌市としての目指すべき姿を示していただきたいと、このように思うところがございます。

現在の状況ですと、たばこ対策は地域別の今、都心部だとか、さっきは、すすきのみたいな話もありました。あるいは地下鉄の駅の周辺とか、いろいろあったんですけども、まずは都心部というのは大事だと思います。いろんな意味で、大通公園とか、中島公園だとか、多くの子どもたちや妊婦さんも集まる場所でもあり、多くの観光客もいらっしゃるということで、重点地域としてよく分かりますが、やはり他都市では、もう既に各都市の市域全域で、共通の対策を講じていまして、どこに行っても同じような、そういう受動喫煙対策

やたばこ対策が採られているわけでございますので、しっかり、まず一步前進でございますけども、最後は市域全域にそういったことが、どこに行ってもたばこの受動喫煙などの被害に遭わない、どこに行っても札幌市というまちは空気がすがすがしくて、きれいで、さすが自然豊かなまちだなと言っていただけのような、そういったところを目指して頑張っていたきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

●三神英彦委員 私からの質問は、ヒグマ案件です。代表質問でも触れた、緊急銃猟制度を軸に質問させていただきます。

私は南区なので、すごかったのがおとし、令和5年度は本当に物すごいクマが増えたという、実感があつたんですよ。おとしと今年と比較、何かないかなというふうに思ったら、環境共生担当課のサイトのところに、目撃情報の件数と、それから痕跡確認の件数の合計というのが載っていますと。令和5年が1年間で227件と載っています。今年、昨日の時点で227件で、一昨年を超えているんですよ。それぐらい、実は実際にヒグマ警報、西区、それからヒグマ注意報も合わせると、10区のうちの半分以上がもうヒグマ注意報じゃないですか。本当に大変な事態だなというふうに思っていますということですね。

ただ、こんなに目撃情報等が出て、実際にクマが出没しているのに、札幌に関しては本当に本市環境共生担当課、それから道警、それから道庁、それから猟友会、それから場合によっては、そこに研究機関だったりだとか、大学機関だったりだとかという、それぞれのチームが本当にいい形で組んで、すぐ対応してくれている。どんな対応してくれているかという、目撃情報が出るたびに、その中で誰か一番駆けつけられる人が駆けつけてくれているそうです。

その上で、ガセもあるので、それがクマなのか、クマじゃないのかという話だったりだとか、それが実際にクマだった場合に、今度は警戒すべきというのは言い換えると、要はそのクマが人間

を警戒しているか、していないかという度合いを、実際に到着した人たちは、手がかりを基に判定してくれているそうです。

警戒感が薄れていないクマというのは、目撃されても、それほどケアする必要はないということで、すぐカメラを置いて、移動してくれているそうなんですよね。

その一方で、やっぱり警戒しなきゃいけない、例えば今年だったら、藤野で、多分車にひかれて亡くなった鹿を食べ始めたら、そこで夢中になっちゃって、人を警戒しなくなったとかというような事案というのは、もう、すぐ撃ちましようという話で、先ほど言ったようなチームで相談して、撃つということをやってもらっています。

そういう連携がちゃんと功を奏しているから、これだけクマが出ていても、何とかなっていた。ただ、残念なことに、今年は平和丘陵公園ですか、犬の散歩中の人が出会い頭で、残念なことにはけがをされたということですね。

これだけの出沒頻度であれば、本当に今の体制でやっていけるのか、やっていけないのかというのもそうですし、実際に9月に始まった制度、緊急銃猟制度ですね。これは本当にいろんな条件はあるんですけど、実際にはやっぱり本当にまずいと思う状況で、地域住民に被害が及ぼさない状態で、銃を撃てるかというような話の制度になります。

実際には、本当にこれだけの頻度であれば、いつ、この緊急銃猟の制度、判断が必要になってもおかしくないような状況になっていると思います。

最初の質問ですが、現状で、本市が考える緊急銃猟の課題について、どのように認識されているのか、お伺いします。

●渡邊環境管理担当部長 緊急銃猟制度の課題について、お答えいたします。

この1か月間の市街地におけるヒグマの出沒状況を通じまして、従来の鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲や、警察官職務執行法による命令など、

複数の手段がある中で、緊急銃猟制度をどのような状況でいかに選択するかという、現場の局面に応じた計画立案の難しさを、改めて認識したところでございます。

また、緊急銃猟を実施する場合には、委員ご指摘のとおり、市民の安全確保のため、交通規制や避難誘導等に迅速に対応しなければならず、現場対応を円滑に行える経験やスキルを持った職員の数が十分ではないことも、課題であると感じております。

このため、今般の一連の市街地出没事案を詳細に検証しまして、緊急銃猟制度の適用を踏まえた、より実践的な訓練や勉強会等を開催し、まずは関係職員の知識及び技術の向上に努めてまいりたい、このように考えてございます。

●三神英彦委員 ありがとうございます。

本当に大変なことになっているんですが、今、環境局の前に、消防局があったじゃないですか。何人かが質問されて、市民の命の話と、それから消防隊員の命の話がありました。

同じように、ヒグマの話も市民の命というのがありますし、それから、環境共生担当課の皆さん、それから猟友会の皆さんの命だとかというのもあります。

さらに言えば、環境共生なので、本当に人にとって、ということはあれども、そうじゃないヒグマという命ということも、多分考えていかなきゃいけないというのが、このヒグマの案件だと思います。

次の質問、すぐ行きます。現在の事態を踏まえて、今、こうしている間にも発生するかもしれない、ヒグマが市街地に侵入してきますだったりだとか、緊急銃猟を考えますだとかという場合に備えて、本市はどのような体制を取って臨んでいくのか、お伺いします。

●渡邊環境管理担当部長 ヒグマの市街地侵入や緊急銃猟に備えた市の体制について、お答えいたします。

現状、主に環境局環境共生担当課、各区の総務

企画課、維持管理課、また総務局広報課などがヒグマ出没時の現場対応や、市民への注意喚起等を担ってございますけれども、とりわけ現場対応につきましては、専門的な知識や経験が必要となっております。

このたびのように、ヒグマの出没が市内各所におきまして、同時多発的に発生した場合は、複数の現場対応を並行して実施する必要性がありまして、このため、当面の即応体制を確保することとし、ヒグマ対策業務の経験者を中心とした応援体制を整え、現在、対応に当たっているところでございます。

今後につきましては、ヒグマの出没状況や深刻度などのフェーズに応じて、応援体制を拡充するなど、市民の安全確保のためのヒグマ対策業務を継続して実施できる体制を構築してまいります。

●三神英彦委員 どうもありがとうございます。

市長が記者会見でおっしゃっていたのが、ヒグマ案件も災害のときのようにフェーズを分けて、応援体制を事前に作っていく必要があるというふうにお話しされました。

いや、さっきの伴委員のプレートの話がすごい気になって、消防署員の殉職者の、一番最悪を考えると、このヒグマの被害に遭って、環境共生担当課の人が亡くなるかもしれませんと。猟友会の人が亡くなるかもしれませんと。市民が亡くなるかもしれませんと。それからさらにこの緊急銃猟が悪いほうに作用した場合は、今度、猟友会の人撃った弾で、今度は誰かが亡くなるかもしれませんということが、可能性としてはあるわけですよ。

そういったときに、もしそういう事態が起こったときに、多分皆さんは答弁で、二度とこんなことがないようにとおっしゃるわけじゃないですか。だけど、今、市長が言った、事前にとというのは、今にも発生するかもしれないという話で、事前にとになったら、今から考えなきゃいけないんだと思うんですよ。

二度と起こらないように何々しますという、その何々って何よって話ですよ。それが、けど本当だったら、通常の流れだったら、環境共生担当課が考えるべきなのかもしれないですけど、今は忙し過ぎて、環境共生担当課が考える頭がないと思います。誰が考えるんでしょう。問題提起して、終わります。ありがとうございました。

●松原淳二委員長　ここで、およそ20分間、委員会を休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 10 分

再 開 午後 3 時 30 分

●藤田稔人副委員長　委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

●ふじわら広昭委員　私は3項目質問いたします。

1項目めは、有機フッ素化合物PFASについて、2項目めは新スリムシティさっぽろ計画の進捗状況と新発寒清掃工場について、3項目めは、市有施設のLED化の進捗状況についてです。

最初は1項目め、有機フッ素化合物PFASについてです。最初の質問は、PFASの公共用水域における測定についてです。

PFASは約1万種類以上の物質があり、その代表的なものとして、PFOS、PFOAあります。

PFOSはこれまで半導体用反射防止剤、金属メッキ処理剤、泡消火剤などに使用されてきました。PFOAはフライパンのフッ素ポリマー加工剤、界面活性剤などに使用されてきました。

これらの化合物の共通している特徴は、難分解性、生物蓄積性、長距離移動性があり、北極圏でも存在が確認されております。

環境省は2020年に、PFOS及びPFOAを引き続き知見の集積に努める必要がある物質として、要監視項目に追加をし、暫定の指針値として、PFOS及びPFOAの合算値で、1リットル当たり50ナノグラムを設定し、今年の6月に暫

定の指針値に変更しています。

この1リットル当たり50ナノグラムというのは、すごく小さな値で、イメージしにくいわけですが、小学校のプールの水量約260トンに耳かき半分程度のもので溶けているというイメージになります。

札幌市は2023年に、市内15地点にある環境基準点、及び一部の環境基準補助点で測定を開始しており、これまで指針値を超える値は確認されておりませんが、2025年度の測定結果のうち、最も高い数値となった環境基準補助点の第2伏籠川橋で、9.0ナノグラム／リットルが検出されています。

環境省は今年6月の通知で、従前から、排出源となり得る施設が立地している地域又は過去に指針値を超える値でPFOS等が検出された地域などにおける調査の充実をお願いしているところであると記載されております。

2009年、2010年に、札幌市衛生研究所が行った調査では、第2伏籠川橋で44ナノグラム／リットル、第2伏籠川橋の上流河川の一つである、丘珠2号川の丘珠空港周辺において、現在の指針値を大きく上回る1万8,000ナノグラム／リットルのPFOSが検出されております。

また、2024年に某新聞が実施した調査では、丘珠2号川で、暫定指針値を超える84ナノグラム／リットルが検出されています。

PFOSなどは幅広い用途で使用されており、丘珠2号川のほかに、市内でもまだ把握できていない汚染の可能性も考慮して、対処すべきと考えます。

そこで質問ですが、環境省の通知の趣旨を踏まえ、市内全域の河川で水質調査を拡充していくべきと考えますが、いかがか伺います。

●渡邊環境管理担当部長　有機フッ素化合物の公共用水域における測定について、お答えいたします。

現在、札幌市の公共用水域におけるPFOS等の測定につきましては、委員ご認識のとおり、市

内の水域の水質を代表する15か所の環境基準点全てに加えまして、水量の多い河川にある3か所の環境基準補助点でも実施をしており、定常的な監視を行う体制としては適切であると判断してございます。

引き続き、現在の監視体制を継続し、指針値を超える値が確認された場合は、原因を特定するため、その上流の水質を測定するなど、水質調査を拡充し、必要な対応を取ってまいります。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、PFOSなどの排出源となり得る施設の対策についてです。

PFOSなどは自然界に存在するものではなく、人工的に作られた物質です。国は化審法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で、PFOSを2010年に、PFOAは2021年に第一種特定化学物質に指定しております。

指定により、PFOSなどは製造、輸入などが原則禁止され、使用が制限されています。PFOSなどの用途の一つであった泡消火剤については、災害時のみ使用する製品の性質上、短期間での交換は困難であることから、技術基準などに従って取り扱えば、今もなお使用が認められ、駐車場などの泡消火設備で保管されているため、大気中へ流出する可能性があります。

また、泡消火剤以外のPFOSなどを含む製品の製造は現在禁止されていますが、既に在庫の形態で存在している製品が保管されている可能性も否めません。水質汚濁防止法では、河川などの公共用水域に大量に排出されることにより、人の健康、もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、PFOSなどを指定物質としており、事故などで大気中へ排出された際に、応急の措置を講ずることが定められています。

しかし、事故の未然防止として、あらかじめ排出源を把握し、代替品への交換などを促進することも必要と考えます。

そこで質問ですが、札幌市は、PFOSなどの排出源となり得る施設について、調査をすべきと考えますが、いかがか伺います。

●渡邊環境管理担当部長 PFOS等の排出源となり得る施設の調査について、お答えいたします。

札幌市では、PFOS等含有泡消火薬剤の保管状況を把握するため、2024年度に立体駐車場やガソリンスタンドなど、泡消火設備を設置している事業者約230施設に対し、調査を行いまして、その結果、60施設から保有しているとの回答を得たところでございます。

また併せまして、公共用水域への排出を未然に防止するため、事業者に対して、消火設備の適正な管理及び代替品への計画的な移行について、要請をいたしております。

今後は泡消火剤以外のPFOS等を含む製品につきましても、排出源となり得る施設を対象として、調査を実施してまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 次は、自治体の調査や事業者による、代替品交換などに対する財政支援についてです。

繰り返しとなりますが、環境省が出した今年の通知における運用上の取扱いについて、排出源となり得る施設が立地している地域又は過去に指針値を超える値でPFOS等が検出された地域の周辺における水質測定の充実が求められていることから、札幌市として、PFOSなどの水質調査を充実させていくべきと思います。

一方で、PFOSなどの水質調査の費用については、民間の検査機関で分析した場合、1検体ごとに6万円から7万円程度かかり、一般的な水質分析項目と比較して、高額であると把握しています。

また、PFOSなどを含む製品については、そのほかの物質による代替品があること、保管に当たっては、大気中への流出のリスクがあることから、代替品への交換と適切な処分を行っていくべきだと思います。

例えば、日本消火装置工業会によりますと、一つの駐車場で泡消火剤を交換するためには、約

1,000万から5,000万円程度かかることから、事業者が代替品への交換などを行うには、多額の負担が生じます。

そこで質問ですが、PFOSなどの水質調査や代替製品への交換などの費用支援を国に要望すべきと考えますが、いかがか伺います。

●渡邊環境管理担当部長 水質調査や代替品への交換等に対する財政支援について、お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、水質調査や代替品への交換等にかかる費用の負担は、多大であると認識しております。このため、2024年度から、大都市環境保全主管局長会議におきまして、国に対して、公共水域等のモニタリングに対する財政支援について、要望を行ってきているところでございます。

また、代替品への交換等につきましては、現在、国が切替え時の負担が少なくなるよう、駐車場等に設置を義務づけております、消火設備の技術基準の見直し、これを進めておりますことから、この検討状況の動向把握に努めてまいりたい、このように考えてございます。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

国もいろいろと補助支援を充実しようとしておりますけれども、やはりこれまでは交付金の中に、こうした調査費を含めているという国からの説明であり、交付金の中に、具体的にどのくらいの額が入っているのかというのは不明確であるわけであります。

そういう意味では、これからこの調査を全国の市町村でしっかり行っていくという上では、全国の政令指定都市などと連携をして、国にこうした調査費が明確になるよう、しっかり100%補助が出るように対応していただきたい。私ども議会としても、いろんな場を通じて対応していきたいと思っております。

次は2項目め、新スリムシティさっぽろ計画の進捗状況と、新発寒清掃工場についてです。

現在進行中の新スリムシティさっぽろ計画は、2018年度から2027年度までの10か年計画であり、現在8年目に入っています。

同計画では、基準年度、2016年度の家庭ごみ及び事業ごみの排出量59万1,000トンと比較をし、2027年度には、ごみの排出量を6万8,000トン、市民1人1日当たり100グラム以上減量し、52万3,000トン以下を目指すことになっております。

そこで質問ですが、2024年度における市民1人1日当たりのごみ減量状況、及び家庭ごみと事業ごみの排出量について伺いたいと思います。

●中村環境事業部長 新スリムシティさっぽろ計画の進捗状況に関しまして、市民1人1日当たりのごみ減量状況と排出量について、お答えをいたします。

昨年度のごみ排出量は、基準年度であります2016年度の約59万1,000トンから、約4万トン減の約55万1,000トンでございまして、市民1人1日当たりのごみ排出量は827グラムから、約60グラム減の767グラムとなっております。

内訳といたしましては、家庭ごみが534グラムから約36グラム減の498グラム、事業ごみが293グラムから約24グラム減の269グラムとなっております。

●ふじわら広昭委員 今、答弁の中にありましたように、市民1人1日当たり、基準年の827グラムに対して約60グラム減の767グラム、達成率約62%となっております。また、家庭ごみは基準年の534グラムに対し、約36グラム減の498グラム、事業ごみは基準年の293グラムに対し、約24グラム減の269グラムとのことでありました。

現在の新スリムシティさっぽろ計画では、同計画の最終年度の2027年度までに、市民1人1日当たり約100グラム減の730グラムを目標値としています。

2022年の予算特別委員会における環境事業部長の答弁の中で、新型コロナウイルスの影響などを分析し、ごみ減量キャンペーンの内容を見直すなど、ごみ減量に向けて、より効果的な取組を進め

ていきたいとのことでありました。

そこで質問ですが、2024年度までの7年間の状況をどのように分析し、評価しているのか伺います。また、最終年までの課題をどのように見直し、展開をしていくのか、伺いたいと思います。

●中村環境事業部長 2024年度までの7年間の分析と評価、それから、最終年までの課題と見直しについて、お答えをいたします。

2018年度以降のごみの排出量は、コロナ禍の影響によりまして、下げ止まった時期がありましたものの、この7年間で着実に減少してきております。

特に、家庭から排出される生ごみにつきましては、ごみ減量実践事業をはじめとした食品ロス削減の取組などにより、計画目標値に到達している状況でございます。

しかしながら、市民1人1日当たり100グラムの減量達成には、さらなる発生抑制が課題でございまして、集団資源回収や拠点回収などの利用促進を図ってまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 個別の市民1人1日当たりの減量がもう少し取り組んでいかなければならない課題であるということが、答弁の中であったと思うわけであります。

次の質問は、2022年2月の総務委員会において、環境局より報告案として、現在の発寒清掃工場の更新に合わせて、さっぽろ連携中枢都市圏の石狩市と当別町の家庭ごみ及び事業ごみのうち、燃やせるごみの受入れについて、協議を進めるとのことでありました。

石狩市は、2021年度から2030年度までを期間とした一般廃棄物処理計画を、2021年3月に策定しています。同計画内容について、札幌市からの答弁では、2019年度のごみ排出量1万8,196トンから約6.4%減量し、2030年度には1万7,037トンにすることを目標としていること、家庭ごみは1人1日当たり2019年度の567グラムから2030年度には550グラム、事業ごみは2019年度の排出量4,527トン、2030年度には4,000トンを目指していること

とのことでありました。

そこで質問ですが、石狩市及び当別町の2024年度のごみ排出量、及び1人1日当たりのごみ量はどのようになっているのか、伺います。

●中村環境事業部長 石狩市及び当別町の2024年度のごみ排出量、及び1人1日当たりのごみ量につきまして、お答えをさせていただきます。

石狩市における昨年、2024年度のごみ排出量は1万8,302トンとなっております。基準年度である2019年度の1万8,196トンからは106トン増加をしております。

その内訳といたしまして、市民1人1日当たりの家庭ごみの排出量は、基準年度の567グラムから14グラム減の553グラムとなっております。

また、事業ごみ排出量は、基準年度の4,527トンから1,239トン増の5,766トンとなっております。

次に当別町における昨年度のごみ排出量でございますが、4,148トンとなっております。基準年度であります2019年度の4,615トンからは、467トン減少しているところでございます。市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、基準年度の628グラムから33グラム減の595グラムとなっております。また、事業ごみ排出量は、基準年度の951トンから93トン減の858トンとなっております。

●ふじわら広昭委員 今回の答弁では、当別町ではごみの減量が家庭ごみ、事業系ごみも、ある程度減量が進んでいる。また、札幌市においても、そうしたごみの減量が市民のご協力を得て、進んでおりますけれども、石狩市の状況におきましては、答弁にもありましたように、全体の排出量として106トン増えており、その中でも、いわゆる事業系のごみが1,239トン増えているということでもあります。

これは石狩湾新港の工業団地などの誘致によって、企業が進出していることも十分認識をしているところでありまして、今後さらにこうした企業にも努力をしていただいで、ごみの減量を進めていかなければならないと思うわけであります。

す。

次の質問については、石狩市と当別町のこうした状況を踏まえて、どう対応していくかということとであります。

2022年3月の予算特別委員会で、環境局は、石狩市及び当別町から、札幌市に燃やせるごみの受入れに関する相談があって以降、札幌市は両自治体に十分な減量・リサイクル施策を行うことなどの条件を提示しているということとありました。

石狩市からは、広域処理検討に係る事前資料の提出があり、ごみ排出抑制や再資源化の施策に取り組むことが示されているとのこととありました。

そこで質問ですが、石狩市及び当別町とは、その後どのような協議を進め、ごみの減量などの施策の確認をしているのか、伺いたいと思います。

●中村環境事業部長 石狩市及び当別町との協議と、減量等の施策の確認について、お答えをいたします。

2022年の予算特別委員会以降、石狩市及び当別町との協議の場におきまして、ごみ減量に取り組む必要について働きかけを行い、同年12月に締結をいたしました、広域処理の協議に関する覚書に各自自治体が減量・資源化に取り組むことを明記したところでございます。

その後も広域処理に向けた協議の中で、各自自治体の減量施策や、ごみ量に関しまして、適宜確認を行っているところでございます。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、発寒の新清掃工場について、質問させていただきます。

これからもそうした協議をしっかりと定期的に進めて、ごみの減量や資源化について、協議を進めていただきたいと思います。

次の質問は、(仮称)新発寒清掃工場についてです。環境局は、発寒清掃工場更新に向けた事業基本計画を、2025年5月に策定しています。

同方針では、2034年度の竣工を予定し、新駒岡清掃工場と同様、高効率発電などにより、ごみを

焼却するとしています。

そのために、現在の2炉で1日当たり600トン、2炉で1日当たり640トン焼却する炉を建設するとしております。現在より1日当たり40トン多い理由は、石狩市及び当別町の燃やせるごみを受け入れるためとしております。

そこで質問ですが、新発寒清掃工場は稼働後、何年まで使用する予定なのか伺います。また、将来、札幌市も石狩市、当別町も人口減少が想定されていますが、新発寒清掃工場は、2市1町の人口減少に対して、この基本計画の中では、2034年の人口を想定し、640トンの炉を判断をしたとしておりますけれども、その辺の内容について、分かりやすく説明、答弁をしていただきたいと思います。

●早川施設担当部長 新発寒清掃工場の稼働予定年数と、処理能力算出における人口の想定年度の2点について、お答えします。

まず、1点目の稼働予定年数ですが、環境省から発出されております、インフラ長寿命化計画では、清掃工場の耐用年数は20年から30年とされておりますが、新発寒清掃工場では、耐久性の高い設備の導入やメンテナンスに配慮した建築設計をすることによって、長寿命化を図ることで、30年以上の稼働を想定しております。

2点目の人口の想定年数ですが、新発寒清掃工場の稼働が委員からもお話がありましたように、2034年度の人口を想定しております。処理の能力につきましては、その時点で、ごみ処理が滞りなくできるように、札幌市、石狩市、当別町の人口及び年間のごみ処理量を推計し、環境省より示されております計算式に基づきまして、札幌市の処理量としまして、1日当たり570トン、石狩市、当別町分として70トン、全体で640トンと算出しております。

●ふじわら広昭委員 今後の清掃工場の在り方として、人口減少で札幌市の人口が150万人台になったとしても、災害時などにおける対応として、3清掃工場体制は必要と思いますが、焼却炉

の処理能力及び焼却炉の数については、今後、議論をする必要があります。

また、焼却するだけでなく、バイオマスなどの活用も検討する必要があります。

そこで質問ですが、新発寒清掃工場に石狩市及び当別町の燃やせるごみを全て搬入するのではなく、白石清掃工場にも一部搬入することや、札幌市内で発寒清掃工場に搬入しているごみの一部を、新駒岡清掃工場に振り向けることなども検討し、新発寒清掃工場の焼却炉を現在と同じ600トンにすべきと思いますが、どのように考えているのか伺いたいと思います。

●早川施設担当部長 市内のほかの清掃工場への振り分けによる処理能力の削減について、お答えします。

新発寒清掃工場の処理能力、先ほど申しました640トンにつきましては、札幌市全体に石狩市、当別町の合わせたごみ処理量推計値から、白石清掃工場、駒岡清掃工場の処理分を差し引いた処理量を基に算出しておりますので、3清掃工場全体で処理する能力として考えております。

●ふじわら広昭委員 幾つか問題点を指摘をして、次の質問に移りたいと思うんですけれども、やはり一つには3清掃工場の稼働率をもっと高めることが可能だというふうに思います。

そしてまた、以前の質問の際に、当時の環境事業部長は、1万人人口が減ったら、どれだけ札幌市のごみの減量になるのかという質問に対して、約0.27万トン減少するというふうに、以前の委員会で答弁をしているわけでありました。

確かに、環境省の計算式も必要でありましょうけれども、多分それはいわゆる大きな炉が必要だというふうになるような方程式になっているのではないかと推測をするわけでありました。

例えば、そちらの基本計画の、今年5月に策定した基本計画を見ますと、いわゆる令和でいきますと、16年ですね。この人口は札幌市と石狩市と当別町を合わせて、約198万人という数字を示しております。これは国立社会保障・人口問題研究

所などが出しております、将来の推計人口、これを見ますと、この研究所では、2035年、令和17年に札幌市の人口は191万6,129人というふうになっております。それから石狩市は5万375人、当別町は1万2,407人というふうになっているわけでありました。

こうした統計から見ていく、さらには、実際の住民基本台帳を調べてみますと、札幌市の人口のピークは令和3年、この年が札幌市のピークでありまして、196万1,575人というふうに記されております。これは毎年1月1日現在で、住民基本台帳を公表することになっておりますので、こうした数字になっています。

先ほど申し上げたように、基本計画の中では、令和16年には、三つの自治体の人口は約198万人、そして今、私が申し上げたように、令和3年の札幌市の人口はピーク、その後下がってきているわけでありまして、196万1,575人ということでもあります。

僅か2万人ぐらいの人口の差があるわけでありましてけれども、やはり先ほども申し上げたように、ごみの減量や三つの清掃工場の中で、こうした石狩市や当別町から来るごみを振り分けていけば、あえて40トン増の新しい炉を、清掃工場を私は作らなくても済むのではないかなというふうに考えております。

こうしたことについては、また今後議論を深めていきたいと思っておりますけれども、やはり今日は後ろに財政部長もいらしゃいますけれども、やはりこの基本計画、人口からやはりごみの量というのを算出していくわけでありまして、やはり2万人しか変わらない中で、この40トンも増やさなきゃならないのか。2万人ぐらいの、やはり市民から出てくるごみの十分な減量や、そしてまた札幌市の三つの清掃工場で分割をしていけば、十分対応できることだと思いますので、ぜひとも企画調整会議などで再度議論をして、計画の数値の在り方について、しっかりと見直しを図るべきだということを求めておきたいというふうに思いま

す。

次は3項目め、市有施設の照明LED化についてです。最初の質問は、2025年度における具体的な調査内容についてです。

日本では、これまでの国連気候変動枠組条約に基づき、1998年、平成10年に、地球温暖化対策推進法が施行され、国、地方自治体、企業などの責任と取組が示されています。

札幌市は同法律に基づき、2021年3月に、札幌市気候変動対策行動計画を策定し、2030年の目標と達成に向けた市役所編、そして市民・事業者編が示されています。

私は2022年の決算特別委員会、及び2024年、2025年の予算特別委員会で、財政局及び環境局に対し、特に市有施設の照明LED化100%達成に向けた、札幌市の取組に対する質問と提言を行ってまいりました。

具体的には、一つには同計画の市役所編に基づく、札幌市役所全体で排出する温室効果ガス排出対策、二つ目には省エネルギー対策、三つ目には照明器具のLED化の進捗状況と市有施設数、四つ目にはLED化工事に伴う技術者の確保とLED電球の調達と課題について、五つ目は同工事の手法などについて取り上げてきたところであります。

この間の質疑の中で特に問題になったのは、LED化の進捗率でありました。2022年の決算特別委員会で進捗率の質問に対し、推計で50%程度との答弁がありました。

私も事前に独自に試算した結果、50%に達していない可能性が高い数値が出てきましたので、再調査を求め、2024年の予算特別委員会の質問に対し、札幌市立の小中学校、高等学校などの学校施設と市営住宅を除く進捗率は42%と、以前より大きく下回った結果が明らかになったわけでありませう。

正確な進捗率の把握は、今後の実施計画を策定する上でも、重要な項目であることを指摘しました。今年の予算特別委員会の質問に対し、LED

化の進捗状況について、改めて詳細な調査を行うという答弁がありました。

そこで質問ですが、今回具体的にどのような調査を行ったのか伺いたいと思います。

●吉田環境都市推進部長 LED化の進捗状況の調査内容について、お答えいたします。

各施設の状況を詳細に把握するため、既にLED化の見通しが整理されております学校と市営住宅を除く市有施設を対象といたしまして、改めて詳細な調査を実施いたしました。

具体的には、施設を所管する各局に対しまして、各部屋に設置されている照明の種類と台数、使用時間、交換作業を行う際の施工条件などにつきまして、調査票を作成し、回答を求めました。

報告を受けた情報を精査した上で、全市有施設の照明の種類や使用状況などを一元的に分析できるデータベースとして、取りまとめを行いました。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、前回の調査方法と異なる点と、今回の調査結果についてです。

私は2024年の予算特別委員会において、前回調査と2回目の調査内容の質問をし、答弁は前回の対象に加え、人が常駐していない施設なども含めて集計をし、今回実施した調査をベースに管理していくとのことでありました。

そこで質問ですが、2024年度にも調査結果の報告を受けましたが、今回と前回の調査方法と異なる点があるのか。併せてその結果、どのような状況になっているのか伺いたいと思います。

●吉田環境都市推進部長 前回の調査方法と異なる点、今回の調査結果について、お答えいたします。

前回の調査方法と異なる点といたしましては、対象とする施設について、前回は小規模な施設を除いておりましたが、今回は全ての施設に拡大しております。

また、LED化の進捗率について、前回は主要な部屋のLED化状況に基づき算出しておりまし

たが、今回は施設に設置されている全ての照明の種類と台数を把握いたしまして、算出したところでございます。

このように調査した結果、現時点で1,810施設に照明が約43万台設置しており、そのうち約22万台がLED化済みでありまして、照明台数ベースでのLED化の進捗率は約51%という状況を把握したところでございます。

●ふじわら広昭委員 今、具体的な数字が出てまいりました。今までの調査よりもはっきりとした台数などが明確になってきたわけでありまして。

次の質問は、今後の各局との調整についてです。先ほどの答弁で、今回の調査により、市有施設全体で約43万台の照明器具があり、そのうちの51%が既にLED化されているということは、残り約21万台ということでありまして。

そこで質問ですが、残り約21万台の照明機器を、あと5年で全てLED化していくために、今後、各局とどのような調整を行っていくのか伺いたいと思います。

●吉田環境都市推進部長 各局との調整内容について、お答えいたします。

調査を実施した段階におきましては、各部屋における照明の交換作業の実施時期や、時間帯などの施工条件について、現時点での施設側の意向を確認しております。

これらの情報を反映させまして、事業実施計画を取りまとめていくこととなりますが、各局には交換作業の実施方法やスケジュールの見通しなども示しながら、計画策定の調整を進めていく考えでございます。

●ふじわら広昭委員 最後の質問でありますけれども、LED化100%達成に向けた今後の検討についてです。

先ほどの答弁では、一層各局と連携を強化をし、取り組むとの趣旨の答弁でありました。

ここで問題なのは、LED化100%達成に向け、工事にどのような手法を取り入れ、その財源確保についてであり、一つの課題になると思いま

す。

私はこの間、この問題を取り上げてまいりましたけれども、例えば具体的な手法として、まず公共工事で設置することがありますし、二つ目には、初期投資を分割して支払うリース方式もあります。さらに初期投資を、電気代の削減分で賄うESCO事業などがあると思います。

LED化の費用対効果は、この間、教育委員会でも取り上げて、小中学校のデータを見ますと、学校の規模にもよりますが、LED化前後では、少なくとも1年間で約80万円から、多いところでは約112万円、電気料金が削減できているわけでありまして。

そこで質問ですが、市有施設のLED化100%達成に向け、今後どのように検討していくのか伺いたいと思います。

●吉田環境都市推進部長 LED化100%達成に向けた今後の検討について、お答えいたします。

今年度実施しております調査検討業務におきまして、短期間で大規模なLED化事業を行った事例というものを調査し、自治体や施工業者に具体的な実施内容や課題などについて、ヒアリングしております。

これらの先行事例では、従来の公共工事による実施に加えまして、PPPやESCO事業など、迅速かつ効率的に実施可能な手法を導入しているケースが多いことから、本市におきましても、これらを参考にしながら、実施手法の検討を進めてまいります。

経済性に加えまして、実施時期、施工の担い手確保の視点も考慮いたしまして、最も効果的な実施手法を吟味した上で、事業実施計画として取りまとめ、次年度以降、着実に実施してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

要望の1点目は、LED化100%達成に向けた工事手法などは、各施設の状況に最適な手法を導

入することを求めています。

二つ目は、各局別のLED化率の中で、特に市立病院は照明台数が1万4,217台中、LED化台数は187台、率として1%と、極めて低い状況にあります。

これは特に入院病棟の工事は、多くの課題を解決する必要がありますので、やはり特に市立札幌病院に対する手厚い支援を求めています。

最後、三つ目は、LED化事業はこれから大きな山場を迎える大変な事業ですが、2026年の予算特別委員会で、具体的な手法などについて、質問をしたいと思います。

議会としても応援をしていきますので、2030年までに達成できる実行計画を期待し、質問を終わります。

●森山由美子委員 私からは、クーリングシェルターについて、札幌市のヒグマ対策についての2項目、質問をいたします。

まずは、クーリングシェルターの指定状況や周知について、質問をいたします。

国連の専門機関である世界気象機関、WMOは、昨年、2024年の世界平均気温が産業革命前の水準と比べて、1.55度超えたと発表いたしました。気候変動対策の国際ルールであるパリ協定で、気温上昇を抑える目標とされている1.5度の水準を単年度とはいえ、初めて超えた状況です。

今年の夏も、全国的には昨年以上の猛暑となり、札幌市においても、真夏日の日数が観測史上最多の35日間であったり、7月25日に35.7度を記録するなど、昨年と比べても高い気温が続いておりました。

本州と比べて、札幌市の家庭へのエアコンの普及率はまだまだ低い中、熱中症を防ぐための有効な対応策の一つとして、市民が夏の暑さを避けるために利用可能な施設である、クーリングシェルターの活用の重要性は高いと感じております。

このクーリングシェルターは、気候変動適応法の改正により、令和6年度春から始まった制度で

あり、全国的にも普及が進んでいるものであります。

令和6年度決算特別委員会において、我が会派から、クーリングシェルターの指定状況について質問をし、民間施設と市有施設を合わせて100施設の指定を行い、これに合わせて周知を行うとの答弁があったところであり、我が会派からは、クーリングシェルター指定拡大を進めていただくとともに、その周知や利用の呼びかけなどについて、大々的に行っていただきたいと要望をしていました。

そこでまず初めに、クーリングシェルターの現在の指定状況と、どのような周知を行っているのかについて、お伺いいたします。

●吉田環境都市推進部長 クーリングシェルターの指定状況や周知について、お答えいたします。

指定施設数につきましては、昨年度100施設であったところ、今年度はクーリングシェルターの指定にご協力いただける民間施設をホームページなどで広く募集した結果、公共施設の追加分と合わせまして、令和7年9月末現在で、合計198施設を指定したところでございます。

次に、市民への周知につきましては、昨年度も実施したホームページへの掲載や、報道機関へのプレスリリースを通じた広報などを行いました。

また今年度は、独立行政法人環境再生保全機構の支援制度の活用によりまして、さっぽろ市民の熱中症対策ハンドブックを作成いたしました。このハンドブックにつきましては、介護予防センターや民生委員などを通じて、高齢者を中心に配布することで、クーリングシェルターの利用方法や、熱中症にならないための方策について周知を行ったところでございます。

●森山由美子委員 民間企業などのご協力により、昨年より倍に当たる市内198施設を指定したこと、ハンドブックを通じて、高齢者に向けたクーリングシェルターの周知を、環境局の皆さんが頑張ってくださいまして、周知を行ったということ

を評価をいたしたいと思います。

一方で、現在のクーリングシェルターの運用期間は、7月1日から9月30日までとなっておりますが、今年は6月中旬から30度を超える暑い日もあり、クーリングシェルターをもっと早い時期から開設できないのかとの声も、私のところに届いております。

来年の暑さがどうなるかは分かりませんが、今後も札幌市において、このような高い気温が続く可能性が見込まれる中、クーリングシェルターの運用期間もそれに合わせて見直す必要があると考えます。

そこで質問ですが、クーリングシェルターの運用期間を前倒して、6月から開設することはできないか、市の考えについて伺います。

●吉田環境都市推進部長　クーリングシェルターの運用期間の前倒しについて、お答えいたします。

本市といたしましても、近年の夏の暑さが早まってきている状況を受け、運用期間の見直しが必要であると認識しているところでございます。

現在、全施設を対象といたしましたアンケートを行っているところであり、運用期間の開始時期を早めることができないかについても、調査しているところでございます。

アンケートの回答結果を参考にしながら、来年度の運用期間を含め、より効果的なクーリングシェルターの在り方を検討してまいりたいと考えております。

●森山由美子委員　昨年も申し上げておりますが、地球温暖化の進行により、熱中症のリスクは年々高まっていると体感をしております。特に高齢者の方は、体温の調節機能の低下や、汗をかく機能も低下し、必ずしも暑さに敏感ではなく、気づかずに重症化する危険性があり、命に関わってきます。

今年、クーリングシェルターとしてご協力いただいた各施設の意見を聞きながら、ぜひ運用期間の前倒しについて、積極的に検討いただきたいと

思います。

以上のことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、札幌市のヒグマ対策について、質問をいたします。

まず、西区の平和丘陵公園におけるヒグマによる人身事故については、被害に遭われた方に対して心からお見舞いを申し上げます。

また、西区の住宅街にある公園内で、このような事故が発生したことについては、非常にショッキングであり、このような重大な案件に対して、現場対応に当たられた市の職員や猟友会のハンターの皆様、毎日のパトロールに従事していただきます、北海道警察の皆様におかれましては、連日寝る暇もなく、対応をされているとのことで、改めて感謝を申し上げます。

本日午前、西野地区に出没をしたクマが、市の設置した箱わなで捕獲され駆除されたとの速報を耳にいたしました。まだ違う複数の個体が出没を繰り返しており、予断を許さない状況でございます。

人身事故を受けて、北海道庁から西区一円を対象として、札幌市では、初のヒグマ警報が発出されましたが、警報発出後も区内各所でヒグマの出没が見られているばかりか、南区や手稲区、中央区においても、出没が相次いでおり、なお一層、今後も警戒が必要です。

先日開催された札幌市ヒグマ対策委員会においても、お話があったということで、この秋のヒグマの出没は異常な多さだとのことです。札幌市内のヒグマ出没や市役所の出没対応について、毎日のニュースや新聞紙面において、目にしない日はない状況であり、今年度の出没件数、昨年の上、現時点で既に200件を超える勢いでございます。

出没多発の背景には、どんぐりなど、秋の実なり不足が挙げられてはいるものの、そもそもこれだけ多くの地域で一斉にヒグマが出没している現状を考えると、さきの代表質問で、我が会派の熊

谷議員から指摘をさせていただいたとおり、札幌市に生息するヒグマの個体数増加や、生息域の拡大というのが根本の原因かと思っております。

市からはさっぽろヒグマ基本計画2023において、定めた現状のゾーニング管理の下で、ヒグマを市街地に寄せつけないための対策をしっかりと行うことが重要との回答をいただきました。ゾーニング管理は、人の生活圏とヒグマの生息域を区分し、侵入を抑制する上で重要な考え方であると認識をしておりますが、ヒグマの個体数増加や生息域拡大が抜本的な背景にある現状においては、ゾーニング管理の効果を最大限に引き出すためにも、個体数管理の視点を取り入れることが不可欠であると考えます。

そこで質問ですが、人とヒグマのすみ分けを今後進めていくために、現計画のゾーニング管理を見直し、個体数管理を積極的に取り入れることについて、市としてどのようにお考えか、伺います。

●渡邊環境管理担当部長　ゾーニング管理を見直し、個体数管理を積極的に取り入れることにつきまして、お答えをいたします。

9月以降、ヒグマが市内各所で同時多発的に出没しており、市街地に極めて近接した場所での事案が大半を占める中、現に市民の生活圏への侵入も発生しており、市民生活に多大な影響を及ぼしている状況でございます。

まずは市街地周辺で出没が多発した地域を中心に、電気柵設置などの侵入抑制策を進めるとともに、箱わななどによる捕獲を強化するなど、実行できる対策に取り組んでいるところでございます。

委員ご指摘のゾーニング管理の見直しや、個体数管理を積極的に取り入れることにつきまして、さらに踏み込んだ検討が必要であると認識をしております。今後、有識者からご意見を伺うとともに、現在、本市で実施しております、生息状況調査の結果も踏まえまして、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

●森山由美子委員　現計画のゾーニング管理を見直し、個体数管理を積極的に取り入れることについては、今後、有識者の意見を伺いながら、検討していくとのことですので、こちらについては速やかに進めていただきたいと思います。

一方で、個体数増加や生息域拡大の問題については、札幌市だけの問題ではありません。これまで札幌市内に出没していたヒグマが、近隣市町村に出没する事例、またはその逆で、近隣市町村から札幌市に流入する事例も確認されているわけですが、個体数増加が考えられる現状においては、今後そういった事例も増えていくことが予想をされます。

このため、近隣市町村と連携した出没対応についても想定をし、準備をしておく必要があるものと考えているところです。

そこで質問ですが、近隣市町村との連携強化について、どのように取り組んでいくのか、伺います。

●渡邊環境管理担当部長　近隣市町村との連携強化について、お答えをいたします。

従前より、近隣市町村との連携を目的としました、さっぽろ連携中枢都市圏鳥獣対策等に関する取組の推進に係る会議におきまして、ヒグマ対策に関する情報共有と意見交換を、毎年継続して実施をしているところでございます。

また、昨年11月には、環境省主催の下、北広島市と合同で、市境付近でのヒグマ出没を想定した実地訓練を清田区里塚霊園周辺で実施しており、出没対応時の情報伝達や連携について、確認したところでございます。

今後も、さっぽろ連携中枢都市圏の会議の開催や、近隣市町村との合同訓練等を重ねることによりまして、連携強化を図ることで、実効性の高いヒグマ対策につなげてまいりたい、このように考えてございます。

●森山由美子委員　この秋の出没状況を考慮すると、市をまたぐ出没案件がいつ、どこで起こってもおかしくありません。現在も市内各所で出没

が相次いでおり、日々の出沒対応に大変ご苦労されていることとは思いますが、こちらについても可能な限り、急いでご対応いただきたいと思いません。

また昨日、西区にヒグマ警報が出されていることから、環境共生担当課のご協力も忙しい中でしたがお願いをし、我が党の国会議員と私も平和丘陵公園へ赴き、現地の調査及びその後は不安な日々を送られている近隣住民のお話も伺わせていただきました。

現場は規制線が張られ、パトカーが巡回、親子で登校する姿も多く、異様な緊張感を感じました。昨日は西野四条の北1条・宮の沢通にも出沒が目撃され、近隣の小中学校も臨時休校となりました。

西区は、そのほか山伝いにある公園・緑地などが閉鎖されている状況で、いつまた人身事故が起こってもおかしくありません。近隣区市町村にもその可能性が十分にあることから、本日、我が会派としても、秋元市長に、市民の命と暮らしを守るヒグマ対策強化のための緊急要望を提出させていただいたところです。

環境共生担当課は、道警、猟友会との連携もしておりますが、昼夜問わずの危険を顧みずの現場急行、迅速な報道対応、市民への周知、連日の対策会議等、様々な対応が求められます。このような災害級ともいえる事態の際、市民の命を守るという観点からも、環境局だけがヒグマ対策をするというレベルではなく、チーム札幌市として、危機管理局、教育委員会、小さいお子さんがいる地域ということからも子ども未来局、また広報は総務局、福祉施設も絡む保健福祉局等、全庁挙げての部局横断的な連携で、心してヒグマへの危機管理に臨むべきです。

また、国への要望も、我が会派としても重要と捉え、取り組んでいきますが、札幌市としての財政支援や必要な法改正を強く求める要望も重要です。

そして、本市としても、市民の命を守るという

観点からも、必要な予算措置を積極的に講じることも重要です。併せて待ったなしで、現在休日返上で奔走している環境共生担当課の緊急的な人的、また財政なども含めた体制強化、さらには、要望書でも申し上げました、今後の持続可能な市としてのヒグマ危機管理の体制の部局横断的な組織体の設置や、対応強化について、検討いただきたいということを強く申し上げまして、私の質問を終わります。

●**福田浩太郎委員** 私からは、製品プラスチックのリサイクルについて、簡潔に質問をさせていただきます。

札幌市では、現在、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラ新法でありますけれども、この法律に基づきまして、各自治体に求められている製品プラスチックのリサイクルについて、検討しているところでございます。

先ほどは、運搬収集について、質疑がございました。私からは、リサイクル手法に関しまして、質疑をさせていただきます。

検討の一環として、リサイクルに向けた事業手法を検討するため、今年初めに、民間企業から広く提案を募集する、サウンディング型市場調査を行っており、今年、1定の予算特別委員会でも、複数の事業者から多様な提案が出ているとの答弁をいただいております。その結果について、大変注目をしているところでございます。

そこで、一つ目の質問でございます。市が行ったサウンディング調査の結果と、その結果に対しどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

●**中村環境事業部長** 製品プラスチックのリサイクルに係ります、サウンディング調査の結果と、その結果に対する認識について、お答えをさせていただきます。

サウンディング型市場調査では、参加した4グループから、既存の中沼プラスチック選別センターの改修や、市内での選別から再商品化までを

行う施設の新設、あるいは市外の既存施設での受入れなど、市民から排出されますプラスチック全量のリサイクルを行う、様々なご提案が寄せられたところでございます。

現在、参加されましたグループと継続的に意見交換を行いながら、提案内容における課題を整理しているところでございまして、リサイクル手法の様々な可能性を把握することができたものと考えております。

●**福田浩太郎委員** ありがとうございます。

4グループからの提案があったということで、一つには、中沼の中間処理施設の改修であったり、また二つ目として、市内に新たに中間、再商品化施設の建設をするというような提案、また三つ目として、市外にある既存施設での処理というような、大きく3通りのパターンが示され、このたびのサウンディング調査により、様々なリサイクルの可能性を把握することができ、現在も提案事業者との対話を継続し、検討を進めているということでございました。

調査結果を基に、さらに検討を進め、導入スケジュールを含めた方向性を早期に示していただければというふうに思っております。

私どもの会派といたしましては、製品プラスチックのリサイクルを行うに当たっては、ただ単に増加する量を処理できればよいというのではなく、高度なリサイクルの実現や、環境負荷の低減など、幅広い観点から最適な処理方法をご検討いただきたいというふうに考えてございます。

今回のプラスチック資源循環促進法の制定により、リサイクルルートは2通りとなりました。

一つ目は、国で唯一指定を受けた、日本容器包装リサイクル協会にリサイクルを委託するこれまでの32条ルートと言われる方法に加えて、新たなルートとして、特定のリサイクル事業者と再商品化計画を作成し、国の認定を受けて、リサイクルを行う33条ルートと言われる方法を採用できるようになりました。

特に後者については、これまでのやり方では自

治体として指定ができなかったマテリアルやケミカルといったリサイクル手法についても、自治体が関与をして決められるようになったなど、メリットも多いのではないかと考えるところでございます。

そこで、2点目の質問ですが、仮に製品プラスチックのリサイクルを行うとした際に、32条ルート、これまでの容器包装リサイクル協会を活用したルートと、33条ルート、札幌市が新たに計画をつくり、認定を受ける、この33条ルートのどちらのリサイクルルートで行うかも含め、検討を進めるものと考えますけれども、現時点で、それぞれのリサイクルルートのメリット、デメリットについて、どのように認識をしているのか、お尋ねをいたします。

●**中村環境事業部長** 32条ルートを指定法人ルートと言われますけれども、そちらと、33条ルート、こちらは大臣認定ルートと言いますけれども、この二つのルートのメリット、デメリットにつきまして、お答えをさせていただきます。

一般的に特定のリサイクル事業者との再商品化計画に基づいて処理を行います、33条ルートと呼ばれます、大臣認定ルートにつきましては、リサイクル手法を自治体が自ら決めることができますため、事業者との調整によりまして、リサイクル工程の省力化や、コストの低減を図ることができるというメリットがございます。

一方、特定の事業者に頼った処理となりますことから、事故や火災、事業撤退等による急な操業停止に陥った場合に、代替がきかないというデメリットもございます。

他方、法に基づく指定法人に処理を委託する、32条ルートと呼ばれます、指定法人ルートにつきましては、指定法人が入札によって、全国のリサイクル事業者の中からリサイクル先を決めるため、安定的なリサイクルが可能となるメリットがございます。

一方、受入れのために、自治体側で圧縮梱包のための設備を用意する必要があるなど、大臣認定

ルートと比較し、運用面における財政負担ということも想定されております。

以上のようなリサイクルルートごとの特徴も含めまして、様々な観点から、製品プラスチックのリサイクルについて、検討を進めてまいりたいと考えております。

●**福田浩太郎委員** ありがとうございます。

ご答弁としましては、新しい33条ルートは、省力化、また高度のリサイクルにより、プラスチック原料として販売できるということも考えられます。コストの低減の可能性があるということでしたが、その一方で、事故などでストップした場合、代替の処理が難しく、大量のプラスチックごみが滞る懸念があるということでした。

32条ルートは、今やっておりますけれども、収集して不純物を取り除いたプラごみ圧縮物を、入札で引受先を決めてもらえるのであり、滞ることはないというふうに思いますけれども、圧縮施設の建設など、札幌市の負担が大きくなる可能性があるというふうなことでございました。

様々な観点から、最善の手法を検討するということを確認をさせていただきました。

最後、まとめますけれども、まずは燃焼によるサーマルリサイクルは考えられないということをも、指摘をさせていただきたいと思っております。

また、年3万5,000トンものプラごみが出てくるであろう大都市札幌では、安定的に処理をするということが、大前提でございますけれども、高度なリサイクルの実現や、環境負荷の低減なども併せて求められるというふうに考えてございます。

サウンディングでもありました、市外にプラごみを運搬するという、これは様々な負担がかかるのではないかと懸念もございます。

加えて、出口についても考慮する必要があります。これまでの32条ルートでは、製鉄に使うコークスとして活用をされることが多く、鉄の需要と生産に大きく左右されることも考慮しなくて

はなりません。またコークス利用はゼロカーボンに反することでもございます。

このように検討すべきことは数多くありますけれども、他都市の事例調査、そして民間事業者との協力により、札幌市にとって最善の手法は何かを、スピード感を持って導き出していただくことを求めて、質問を終わります。

●**藤田稔人副委員長** 以上で、第1項 環境計画費等の質疑を終了いたします。

最後に、第6款 土木費 第6項 公園緑化費 中環境局関係分及び令和6年度札幌市駐車場会計歳入歳出決算について、一括して質疑を行います。

●**松井隆文委員** 私からは、円山動物園の運営について、質問をさせていただきます。

1点目は、安定的な収入確保に向けた戦略と取組についてでございます。

円山動物園は動物福祉を最優先するという理念を掲げておりまして、円山動物園ビジョン2050でも、明確な入園者数の目標というものは設定しておりません。

ただ、私は動物福祉の充実や環境教育などの取組というものと、来園者の増加による収支の改善というものは、両立できるものではないかというふうに考えております。

収支改善という面では、入園料の見直しというのも一つの方法かと思っております。前回の料金改定は令和2年ですから、既に5年以上が経過しております。物価上昇の影響もありますし、高齢者割引の見直しや年間パスポートの価格改定なども検討している時期に来ているように思うところであります。

ただ、まずは教育施設としての役割も踏まえまして、来園者数を増やす工夫が必要ではないかというふうに考えるところであります。

そこでお伺いしますが、円山動物園では、集客を増やすために、どのような取組を進めているのでしょうか。

●**白水円山動物園長** 円山動物園で進めている

集客増の取組について、お答えさせていただきます。

これまでもSNSやホームページ等での積極的な情報発信や、動物福祉の向上を目的とした施設の改修などを行ってきており、円山動物園の魅力を高めることで、来園の動機につながっているところでもあります。

現在行っております園内アンケートでは、円山動物園にまた来たいと答えた方、ほかの方に薦めたいと答えた方の割合が、いずれも97%と高い割合になっております。

今後、来春の導入を目指すオンラインチケットやデジタルマップなどにより、来園者の利便性や観覧環境の向上を図るとともに、SNSを通じた動画の配信などにより、魅力発信をしていくことで、より多くの方にご来園いただけるように努めてまいりたいと思っております。

●松井隆文委員 ただいま答弁ありましたような取組をされているということですが、現在、コロナ禍前の水準まで、来園者数が戻っていないという状況だというふうにも聞いております。

魅力発信ですとか利便性向上というのも、もちろん大切ですが、もう一段踏み込んだ集客策というものを期待するところでもあります。

例えば、高校生の修学旅行など、いわゆる教育旅行と言われるものの受入れを拡大することは有効なのではないでしょうか。

最近の教育旅行では、SDGsなどを学ぶプログラムというものも増えておりますし、円山動物園の取組をPRする絶好のチャンスではないかなというふうに思います。

動物園では、環境に配慮した先進的な取組を行っておりますので、そうした内容を学べるプログラムを用意しますと、教育旅行の受入先としても魅力が高まるのではないかなというふうに思うところでもあります。

そこで伺いますが、高校生の教育旅行の受入れについて、どのようにお考えでしょうか。

●白水円山動物園長 高校生の教育旅行の受入れについて、お答えします。

札幌市教育旅行サイトというものがございまして、こちらに円山動物園をモデルコースの一つとして掲載させていただき、教育旅行の誘致に取り組んでおります。

これまで動物の解説看板の掲示、動物園職員やボランティアによる園内講座、あとは環境イベントなどの開催により、学びやすい環境の創出に努め、種の保存活動などを学ぶ場を提供しているところでございます。

一方で、委員ご指摘のとおり、さらに高校生等の教育旅行で活用していただく機会はあるものと認識しており、ホームページで団体向けメニューの活用事例の紹介のほか、地球環境問題や生物多様性の保全など、SDGsに関する教育メニューの開発についても、検討してまいりたいと考えております。

●松井隆文委員 今、ご提案しましたような教育旅行というものですけど、これは単に来園者を増やすというだけでなく、環境教育というものを広げるいい機会にもなりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、円山動物園は寒冷地の屋外施設ですので、冬季というのはどうしても来園者数が減ってしまうという傾向にございます。

一方で、札幌市内では、冬に強い観光施設というものも多くあると。例えば、テレビ塔とか、時計台、大倉山のジャンプ台とか、藻岩山、そういったところがありますので、こういった施設とも連携して、冬季の集客を増やす取組もぜひ検討していただきたいと、この点を要望して、次の質問に移りたいと思います。

3点目は、食堂の撤退後の飲食提供の維持・確保について、お伺いしたいと思います。

円山動物園内で、64年間にわたりまして、円山動物園の飲食を提供してきました、ファミリーショップもりやまというところが、10月19日を

もって、営業を終了するということになりました。

これは来園者にとって大きな変化でありますし、食事ができる場所が減るとするのは、喫緊の課題ではないかなというふうに思うところであります。

特に週末ですとか、繁忙期には、飲食の提供が追いつかなくなって、満足度の低下にもつながるのではないかなというふうに懸念するところでもあります。

そこでお伺いしますが、もりやまの撤退後、まず建物がどうなるのか、そして、仮に取り壊すとしたら、その跡地をどのようにするのかという点、そしてまた、飲食提供体制をどのように維持・確保していくお考えか、お伺いをいたします。

●白水円山動物園長 2点ご質問がありました。

まずは、ファミリーショップもりやまが撤退することによる、建物のその後の利用とか、跡地についてということでございます。

こちらに関しましては、ファミリーショップもりやまさん、先ほど、委員もおっしゃったとおり、64年という長きにわたってやってこられたので、施設自体が非常に老朽化しておりまして、この建物は維持できないということで、取壊しをして、ここは更地にするというで聞いております。

そして2点目の質問ですが、飲食の提供能力の維持・確保に向けた対策についてですけれども、ファミリーショップもりやまさんが撤退することにより、園内の飲食を提供する施設は6か所になります。来園者の利便性においては、課題であると私どもも認識しております。

飲食の提供能力の維持につきましては、現在ゴールデンウィークに出店しているキッチンカーを、来園者が多い週末にも拡大することであったり、出店台数の増加についても検討するなど、来園者のサービスの低下を招かないようにしてまい

りたいと考えております。

●松井隆文委員 これは暫定的な対応といえますか、キッチンカーの活用ですね。これを検討しているということの答弁でございました。

ただ、キッチンカーの場合というのは、やはり屋外での食事というのが中心になりますし、天候に左右されるという面もあろうかと思えます。

小さな子ども連れの方、また高齢の方も多く訪れる施設ですので、屋内でやっぱりゆっくり食事ができる場所というのを確保していただきたいなというふうに思います。

この点についても、ぜひ引き続きの検討をお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

●おんむら健太郎委員 私からは円山動物園の魅力発信について、幾つか質問をいたします。

最初に、今先ほどの話の中にも出てきましたが、円山動物園の来園者数について、伺っていきます。

コロナ禍による行動制限で2020年以降、来園者数は減少していたものの、2023年度は8月の子象タオの誕生という話題性もありまして、来園者数がコロナ禍後で最多の約86万人に達しております。

2024年度には、オランウータンとボルネオの森もオープンいたしました。この施設は、オランウータンが直面する環境問題や、生物多様性の危機といった重要な教育的メッセージを市民に伝える、円山動物園の新たな柱となる施設であると評価しております。

新施設のオープンによりまして、さらに来園者満足度、先ほどの答弁もありました、満足度は向上しているのではなかろうかと。来園者数も増加しているのではないかなと、今先ほどの松井委員の疑問を聞いて、期待しているところでございます。

ただ一方で、最近では北海道も猛暑日が続いておりまして、動物園のような屋外施設というのは、どこも集客に苦戦しているとも伺っております。

そこで、最初の質問いたします。2024年度の来園者数について、2023年度と比較してどのようになっているのか。また、その要因について、どのように分析しているのか、伺います。

●白水円山動物園長 2024年度の来園者数について、2023年度と比較して、どのようにあったかということと、その要因についてということでございました。

2024年度の来園者数は約81万6,000人となっております。2023年度の約86万6,000人と比べ、約5万人の減となっております。

新施設、オランウータンとボルネオの森については、来園者増への貢献もさることながら、ボルネオの森を疑似体験できたとか、生き生きとしたオランウータンの姿が見られたなどの声をいただいております。環境教育面で効果があったものと考えております。

ただ、全国的に話題となった子象の誕生による集客効果が極めて大きかったことから、結果的に来園者数が前年度を下回ったものと考えております。

●おんむら健太郎委員 ボルネオの森に関しましては、教育的な効果は本当に高いものではなかろうかと思いますが、ただ残念ながら、2024年の来園者数というのは、前年度より減少しているということでございました。

私自身も、何度も円山動物園には足を運んでおりまして、学生のインターンシップを受け入れる際などにも、必ず円山動物園を訪問させていただくようにしております。

やはり、非常に園内の展示パネルなどを見ていますと、とても学びが大きいものだなど、多いと感じているところです。ホッキョクグマ館などは展示パネル、こちらを見ているだけでも、すぐに1時間なんていうのは簡単にたってしまうぐらいに、内容が充実しておりますし、円山動物園は単に動物を観覧するというだけにとどまらず、教育的施設としても、とても魅力があるものと感じているところです。

また、先ほど環境局の質疑の中でも出てきました、ヒグマの問題でございますが、市内でヒグマの出没が頻発して、大きな問題となっている昨今においては、円山動物園では、ヒグマも飼育されております。実際の大きさ、息遣い、そして生態というものを間近で感じられる、生息情報なども得られますので、私は物すごくヒグマの怖さって、こういうことなんだなというのを、改めて感じることができるのも思っております。

ただ、そういった魅力というものがなかなか多くの方に伝わっているかということ、少し疑問が残るところでございます。

先ほどの答弁の中にも、非常にいろいろ取り組まれているということでもございましたが、ただ、やはり円山動物園ビジョン2050の理念である生物多様性の保全について伝えるためにも、多くの方に来園してもらおうということがやはり重要です。そのことが、多くの方に来園してもらおうということが、自然の大切さと、動物の魅力を伝える教育というものの普及にもつながっていくのではなかろうかと思えます。

そのためには、円山動物園の様々な魅力を発信することが、今後一層重要になってくるものと考えます。

そこで次の質問ですが、円山動物園の魅力を発信するため、これまでどのような取組を行ってきたのか、確認の意味も込めて、聞かせていただきます。また、今後どのような発信を行っていくお考えか、このことについても伺わせていただきます。

●白水円山動物園長 円山動物園の魅力発信の取組について、お答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、動物園が生物多様性の保全に貢献していくためには、まずはより多くの方にご来園いただき、保全の必要性や、動物園の取組を伝えることが重要と認識しております。

これまで、掲示物や動物の生態に関する解説の充実など、主に動物園内の情報発信の強化に取り組んできたところであり、加えて、今年度から

はSNSでの写真や動画の投稿頻度を大幅に増やしてきたところでございます。

また、9月からは地下歩行空間ビジョンでの広報動画の放映を始めたところでありまして、今後さらに都市部の大型ビジョンへの拡大を予定しております。

引き続き、より多くの方に円山動物園の魅力や取組を知っていただくとともに、ご来園のきっかけづくりに努めてまいりたいと思っております。

●おんむら健太郎委員 先ほど来、お話ありました子象の誕生という、強力な話題性が今年は少し上回ってしまったのかなと。ただ、これから先、大型ビジョンでの広報なども予定されるということで、より一層、園外への積極的な魅力発信というものを、ぜひ進めていただきたいと思えます。

私自身は、円山動物園の真の価値というのは、単なる話題性ですとか、動物のかわいさということだけでなく、ホッキョクグマ館やヒグマの情報展示に見られるような、教育施設としての奥深い学びにあると思っております。

これは、ハダカデバネズミの飼育のこととかもそうですし、ミヤコカナヘビという、宮古島固有種を繁殖させたりとかする、そういう技術があったり、世界においては、オオワシプログラムと言え、もう円山動物園と言われるような、そういった多くの学びがある施設でありますので、これはどんどん、どんどん外にも発信していき、来園者の獲得にもつなげていっていただきたいと思っております。

また、円山動物園ビジョン2050の掲げる生物多様性の保全という重要な理念、こちらは市民に伝えるためにも、しっかりと情報発信に努めていただきまして、先ほどの答弁でもございましたが、広報に積極的に取り組まれていくということでございますが、学びの魅力、こちらをどう効果的にアピールするのかというのが、非常に今後、鍵になるのではないかなと思っております。

例えば、私どもの会派の中でもご意見を賜った

ところ、やはり子どもから高齢者までの年代別に、動物を見るポイントなんかというのものも、より一層分かりやすく、またそういったものが書いてある配架物があるかとか、そういったような何か言ったときに、すぐ子どもたちや大人の方も学べるような、そういう利便性の向上だったり、発信の仕方だったりというの、ぜひ研究・検討を進めていただきたいと思えます。

また、円山動物園自体の魅力を高める努力、こちらに関しましては、今後、北海道ゾーンの整備ということもあるかと思えますが、ぜひともどんどん、どんどん研究を深めていっていただきたいと思っております。

結果的に経営の安定と教育施設として広く認識されること、これもぜひとも力強くやっていただきたいなど、これは先ほども松井委員からの質疑とも重なると思えますが、ぜひとも力強く円山動物園の魅力、それを向上させていただいて、そして経営の安定につながるような、集客にもつなげていっていただきたいなど。札幌市の重要な施設、しっかりと次世代につなげていっていただきたいと思えますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

●森山由美子委員 私からは、円山動物園の物価高対策について、質問をいたします。

円山動物園は、市民の皆様はもとより、道内外からのたくさんの方に愛されている動物園です。私も非常に大好きで、これまで何度も来園をしております。とても広い屋外施設なので、委託業者の方も含め、様々な方々の尽力により、安心・安全な運営をしていることと思えますが、昨今の人手不足により、委託費も高騰しているものと思えます。

また原材料費やエネルギー価格などの生産コストが上がっていることから、光熱水費や動物の餌代も高騰しているのではないのでしょうか。

円山動物園は1日800円という、決して高いとは言えない入園料で、スタッフ総力を挙げ、動物福祉の理念の下、日夜頑張っていること

と思います。

しかしながら、昨今の長引く物価高の中、今後持続可能な動物園運営が可能なのか、懸念があります。

そこで質問ですが、令和6年度決算において、入園料収入と動物園運営に係る支出の収支バランスはどうなっているのか、また物価高の影響はどれほどか、お伺いをいたします。

●白水円山動物園長 円山動物園の決算状況について、お答えいたします。

円山動物園の運営に必要な委託費、光熱水費、餌代などのランニングコストを管理する、動物園経営費の令和6年度の決算値は、約6億8,100万円となっております。

一方、令和6年度の入園料収入は3億6,500万円となっており、入園料収入で、ランニングコストの約半分を賄っている状況でございます。

また、物価高の影響としては、コロナ禍で休園する直前の令和元年度と比較させていただきますと、清掃業務の委託費が約26%、餌代におきましては約42%増加するなど、昨今の物価高騰がランニングコストを押し上げているものと考えております。

●森山由美子委員 入園料でランニングコストの半分以上は賄っている状況ということが分かりました。

動物園は、子どもや高齢者が無料で入園をし、環境や生物多様性について学べる教育施設でもあり、ランニングコストの全てを、入園料で賄うべきとは思いませんが、ただ、物価高による経費の増加が動物福祉の低下を招いてはならないと考えるところではあります。特に、餌は動物の健康に直結するものと思います。

そこで質問ですが、高騰する餌代の支出を少しでも緩和するため、円山動物園として、どのような取組を行っているのか伺います。

●白水円山動物園長 高騰する餌代への対策について、お答えいたします。

令和6年度の餌代は約6,900万円に上り、動物

園の経営費の1割に達したところです。

餌の安定的な確保は動物の健康の維持のみならず、経営の面においても、大きな課題であると認識しております。

このため、餌となる野菜や果物の一部について、寄附の拡大を目指し、規格外品の活用について、複数の企業と協議を進めているところでございます。

令和6年度は個人、企業合わせて、約50万円相当の餌の寄附をいただいております。加えて、今年度は新たに4社から、少なくとも300万円相当の協力をいただける見込みがございます。

企業からの寄附は餌の安定確保のみならず、フードロス削減にも寄与することから、寄附の維持・拡大に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

●森山由美子委員 物価高によって、経費が確実に増加をしているという厳しい状況の中、企業から規格外品の野菜や果物の寄附を募り、餌の安定的な確保に取り組んでいるとのことでした。

今のご答弁にもありましたとおり、動物の健康を守ることにとどまらず、フードロスの削減といった環境問題にも寄与する、よい取組だというふうに思います。

他の自治体の好事例でも、例えば京都市動物園では、エサ代サポーター制度を通じて、動物たちへの支援を募り、寄附の方法を簡単にし、10万円の寄附をする特典として、希望に応じて、会社、団体、個人の名前とロゴマークを印刷したプレートを、動物種の看板付近に1年間掲示してもらえ取組、体験型支援プログラムとして、来園者がふだんできない貴重な体験として、2万円からの寄附でペンギンの様子を観察できる、バックヤードツアーで、動物について、深く理解してもらう機会を提供し、支援とつなげているということでございます。

物価高となっている状況は今後も続くものと思います。引き続き、寄附の拡大に向けて、明るく楽しく積極的に取り組んでいただき、市民に愛さ

れる円山動物園の持続可能な経営に向けて、これからも尽力をしていただくことを要望し、私の質問を終わります。

●村上ゆうこ委員 私からは、円山動物園における獣医療の充実について伺います。

昨年2月の総務委員会で、私から、円山動物園の動物専門員及び獣医師の体制強化について、要望したところであります。

2022年6月に制定された、札幌市動物園条例では、動物園は飼育動物の良好な動物福祉を確保するため、最新の科学的知見に基づき、疾病の予防及び治療を適切に実施できる、獣医療体制を整備すべきことがうたわれています。

動物園獣医師は、日常の診療業務に加えて、病気の発生予防に関する取組や、鳥インフルエンザ等の感染症対策、来園者等に向けた動物の治療に関する取組の紹介を行ったり、また、大学等と連携した将来の獣医師の育成に関する取組など、多様な役割を担っていると聞いています。

したがって、高い専門性はもちろんのこと、これら多様な業務を担えるだけの体制の確保も重要であると考えます。

そこで質問ですが、円山動物園の獣医療体制の充実について、これまでの取組について、伺います。

●白水円山動物園長 獣医療体制の充実に向けた、これまでの取組について、お答えさせていただきます。

円山動物園では、道内の獣医系大学などと連携協定を締結し、難易度の高い検査であったり、治療の際に専門の獣医師に来ていただいているほか、日々の診療について、相談に乗っていただくなどしているところでございます。

昨年度までは係長1名、一般職3名の4名体制でございましたが、今年度新たに獣医師資格を持つ会計年度任用職員を任用したことにより、常時3名以上の獣医師の従事が可能となり、動物の麻酔を伴う軽度の手術や処置を迅速に行えるようになりました。

加えて、会計年度職員が治療の補助や臨床検査、薬の調剤、カルテの記録など、支援的業務を担うことで、正職員が麻酔管理などの専門技術の向上に取り組めるようになっております。

●村上ゆうこ委員 道内の獣医系大学との連携、及び獣医師資格を持つ会計年度任用職員を新たに任用したことについては承知しました。

よりよい獣医療のためには、人員確保はもちろんのことですが、もう一方で、高度な医学的知識や専門性が不可欠であると考えます。

動物園に配属される獣医師は、衛生職として採用され、必ずしも動物園の動物の医療について、専門的な訓練を受けた職員ではないことから、専門性の向上のためには、組織的な支援が必要不可欠であると考えます。

そこで質問ですが、動物園に配属される獣医師職員の専門性の向上のための、動物園としての取組について伺います。

●白水円山動物園長 獣医師職員の専門性向上の取組について、お答えいたします。

獣医師職員の育成としましては、これまでの職場でのOJTのほか、道内の獣医系大学との連携による診療協力、各種学会への参加などの取組を行ってまいりました。

さらに、令和6年度からは、海外の動物園を含む、他園館における治療等の視察であったり、臨床獣医師向けセミナー、北海道大学附属動物病院での研修への参加など、専門性の向上に向けた支援を行っているところでございます。

よりよい獣医療の提供のためには、体制の整備とともに、一人一人の技術水準の向上が不可欠であると考えております。今後も引き続き、職員の専門性向上に取り組んでまいりたいと考えております。

●村上ゆうこ委員 要望を申し上げます。

獣医療の世界も日進月歩で、医療技術が進んでいます。獣医師の皆様もそれに後れを取らず、知識や技術を習得するための研さんを積みながら、円山動物園で飼育されている動物たちの診療等に

当たっておられることに敬意を表します。

私は常に良好な動物福祉の確保のために、獣医療を充実することが重要であるというふうに考えます。

動物園条例でも、質の高い獣医療を実施することは、良好な動物福祉を確保し、野生動物の保全を推進していくために必要不可欠とうたっています。

条例の第18条は、専門知識を有する職員の確保のことについて触れており、私の解釈になるかもしれませんが、動物園の今の現状に見合った獣医師職員数を確保することも、動物福祉のさらなる向上につながるものと確信をいたします。

今年春から会計年度任用職員の獣医師が1名配置となりましたが、満度に充足されたとはまだ言い難く、現場の生の声をこれからもしっかりと吸い上げていただきたいと、この場におられます園長及び局長に、私からしっかりと申し添えたいと思います。

引き続き、獣医師の知識・技術の向上に資する取組と、人員確保のための予算をしっかりと確保するように求めまして、私の質問を終わります。

●松原淳二委員長 以上で、第6項 公園緑化費中環境局関係分等の質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、10月15日水曜日午前10時から、まちづくり政策局関係の質疑を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これもちまして散会いたします。

散 会 午後5時10分